

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成23年2月9日提出
【計算期間】	第6特定期間（自 平成22年5月11日 至 平成22年11月10日）
【ファンド名】	アムンディ・りそな世界グリーン・バランス・ファンド
【発行者名】	アムンディ・ジャパン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 クリスチャン・ロメイヤー
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号
【事務連絡者氏名】	横田 陽子
【連絡場所】	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号
【電話番号】	03-3593-5928
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドは、日本を除く世界各国の株式およびソブリン債（国債等）を実質的な主要投資対象とし、安定した収益の確保と中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。

<ファンドの特徴>

1. 各マザーファンドの受益証券への投資を通じて、実質的に日本を除く世界各国の株式およびソブリン債（国債等）に主として投資し、安定した収益の確保と中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。

<ファンドが投資対象とする資産別のマザーファンド>

資産	マザーファンド
株式	アムンディ・グリーン好配当株式マザーファンド
ソブリン債	アムンディ・好金利先進国ソブリン・マザーファンド

2. 各マザーファンドの受益証券への基本配分比率は下記の通りとします。ただし、実際の配分比率は、基本配分比率と乖離する場合があります。また予期せぬ投資環境等が発生した場合には、大きく異なることがあります。なお、基本配分比率については、将来見直しを行うことがあります。

	マザーファンドの受益証券	基本配分比率
1	アムンディ・グリーン好配当株式マザーファンド	2分の1程度
2	アムンディ・好金利先進国ソブリン・マザーファンド	2分の1程度

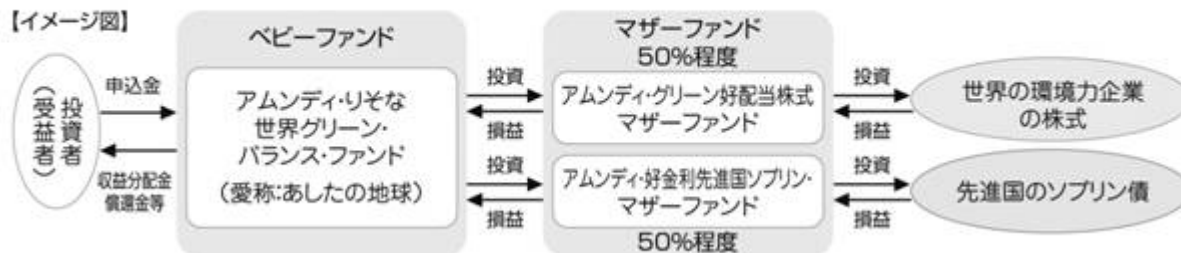
3. 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
4. 資金動向、市況動向等の急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、前記のような運用ができない場合があります。

5,000億円を限度として信託金を追加することができます。ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。

※ファミリーファンド方式とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資者からご投資いただいた資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資して実質的な運用を行います。

【イメージ図】



*各マザーファンドへの投資比率は変更することがあります。

〔ファンドの商品分類〕

ファンドは、追加型投信／海外／資産複合に属しています。

○商品分類表

○属性区分表

単位型／ 追加型	投資対象 地域	投資対象資産 （収益の源 泉）	投資対象資産	決算頻度	投資対象 地域	投資 形態	為替 ヘッジ
単位型投信	国 内	株 式	株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル （日本を除 く）		あり （ ）
	海 外	債 券	債券 一般 公債 社債 その他債券	年2回	日本	ファミリー ファンド	
追加型投信	内 外	不動産投信	クレジット属 性 （ ）	年4回	北米		
		その他資産 （ ）	不動産投信	年6回 （隔月）	欧州		
		資産複合	その他資産※ （投資信託証券 （資産複合 （株式、債券）、 資産配分固定 型））	年12回 （毎月）	アジア		なし
			資産複合 （ ）	日々	オセアニア		
			資産配分固定型 資産配分変更型	その他 （ ）	中南米	ファンド・ オブ・ ファンズ	
					アフリカ		
					中近東 （中東）		
					エマージング		

（注）ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

○商品分類の定義

・単位型／追加型

「追加型投信」…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

・投資対象地域

「海外」………目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

・投資対象資産（収益の源泉）

「資産複合」…目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信、その他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

○属性区分の定義

・投資対象資産

「その他資産（投資信託証券（資産複合

（株式、債券）、資産配分固定型））」…目論見書または投資信託約款において、組入れている資産が

主として投資信託証券であり、実質的に複数資産（株式、債券）を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいいます。

・決算頻度

「年12回（毎月）」…目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。

・投資対象地域

「グローバル（日本を除く）」…目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界（日本を除きます）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

・投資形態

「ファミリーファンド」…目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く）を投資対象として投資するものをいいます。

・為替ヘッジ

「為替ヘッジなし」…目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

※ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（資産複合（株式、債券）、資産配分固定型）））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（資産複合）とが異なります。

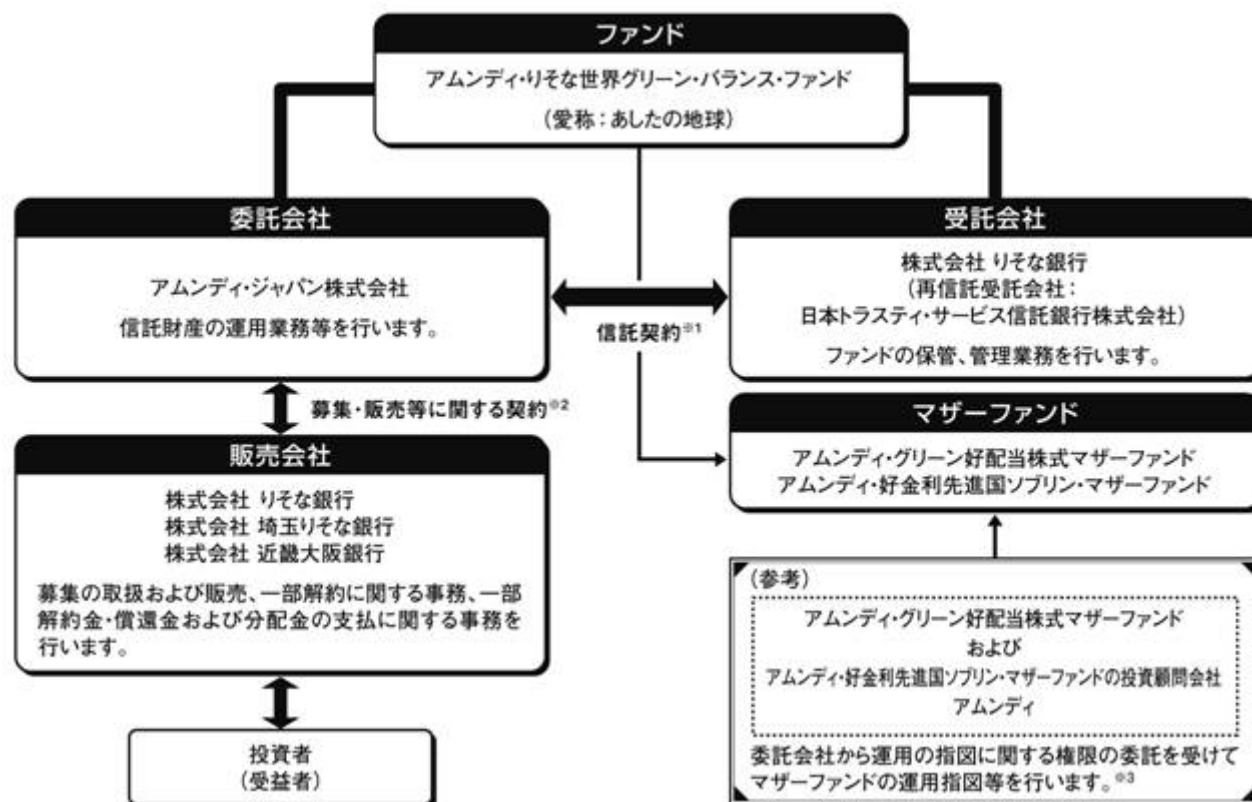
*上記は、社団法人 投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しております。商品分類・属性区分の全体的な定義については、社団法人 投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

(2) 【ファンドの沿革】

平成19年12月21日 信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



※1 信託契約

委託会社と受託会社との間において「信託契約（投資信託約款）」を締結しており、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、受益権、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

※2 募集・販売等に関する契約

委託会社と販売会社との間において締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取扱、収益分配金および償還金の支払、換金の取扱等を規定しています。

※3 委託会社と投資顧問会社との間において「投資顧問契約」を締結しており、委託会社が投資顧問会社へマザーファンドの運用の指図の権限を委託するにあたり、委託する業務の内容等を規定しています。

② 委託会社の概況

名称等	アムンディ・ジャパン株式会社 (金融商品取引業者 登録番号 関東財務局長（金商）第350号)
資本の額	12億円

会社の沿革	昭和46年11月22日	山一投資カウセリング株式会社設立		
	昭和55年 1月 4日	山一投資カウセリング株式会社から山一投資顧問株式会社へ社名変更		
	平成10年 1月28日	ソシエテ ジェネラル投資顧問株式会社（現アムンディ・ジャパンホールディング株式会社）が主要株主となる		
	平成10年 4月 1日	山一投資顧問株式会社からエスジー山一アセットマネジメント株式会社へ社名変更		
	平成10年11月30日	証券投資信託委託会社の免許取得		
	平成16年 8月 1日	りそなアセットマネジメント株式会社と合併し、ソシエテ ジェネラルアセットマネジメント株式会社へ社名変更		
	平成19年 9月30日	金融商品取引法の施行に伴い同法の規定に基づく金融商品取引業者の登録を行う		
	平成22年 7月 1日	クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社と合併し、アムンディ・ジャパン株式会社へ社名変更		
大株主 の状況	名 称	住 所	所 有 株 式 数	比 率
	アムンディ・ジャパン ホールディング株式会社	東京都千代田区内幸町 一丁目2番2号	2,400,000株	100%

(本書作成日現在)

《アムンディ概要》

アムンディは、運用資産規模で6,880億ユーロ(約86兆円、1ユーロ＝124.92円で換算、2010年3月末現在)を超え、欧州第3位^{※1}、世界ではトップ・テン^{※2}に入るグローバルプレーヤーの運用会社です。世界30ヵ国以上の主要な投資地域の中心に拠点を持ち、すべてのアセットクラスや主要通貨を網羅する広範囲な運用商品を提供します。

アムンディは、世界中の1億人以上のリテールのお客様のニーズに応えるべく、貯蓄・投資手段の提供に力を注ぎます。また、機関投資家のお客様については、個別の要望やリスク許容度に応じた、革新的で良好なパフォーマンスを生み出すような商品を開発、提供します。

※1 インベストメント・ベンション・ヨーロッパによるトップ400社調査 － 2009年7月版（数値は2008年12月末）

※2 グローバル・インベスターズによる100社ランキング － 2008年9月版（数値は2008年6月）

2【投資方針】

(1)【投資方針】

ファンドは、マザーファンド受益証券に主として投資し、安定した収益の確保と中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行うことを基本とします。

- ①各マザーファンドの受益証券への投資を通じて、実質的に、日本を除く世界各国の株式およびソブリン債（国債等）に主として投資し、安定した収益の確保と中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。
- ②各マザーファンドの受益証券への基本配分比率は下記の通りとします。ただし、実際の配分比率は、下記基本配分比率と乖離する場合があります。また、予期せぬ投資環境等が発生した場合には、大きく異なることがあります。なお、基本配分比率については、将来見直しを行うことがあります。

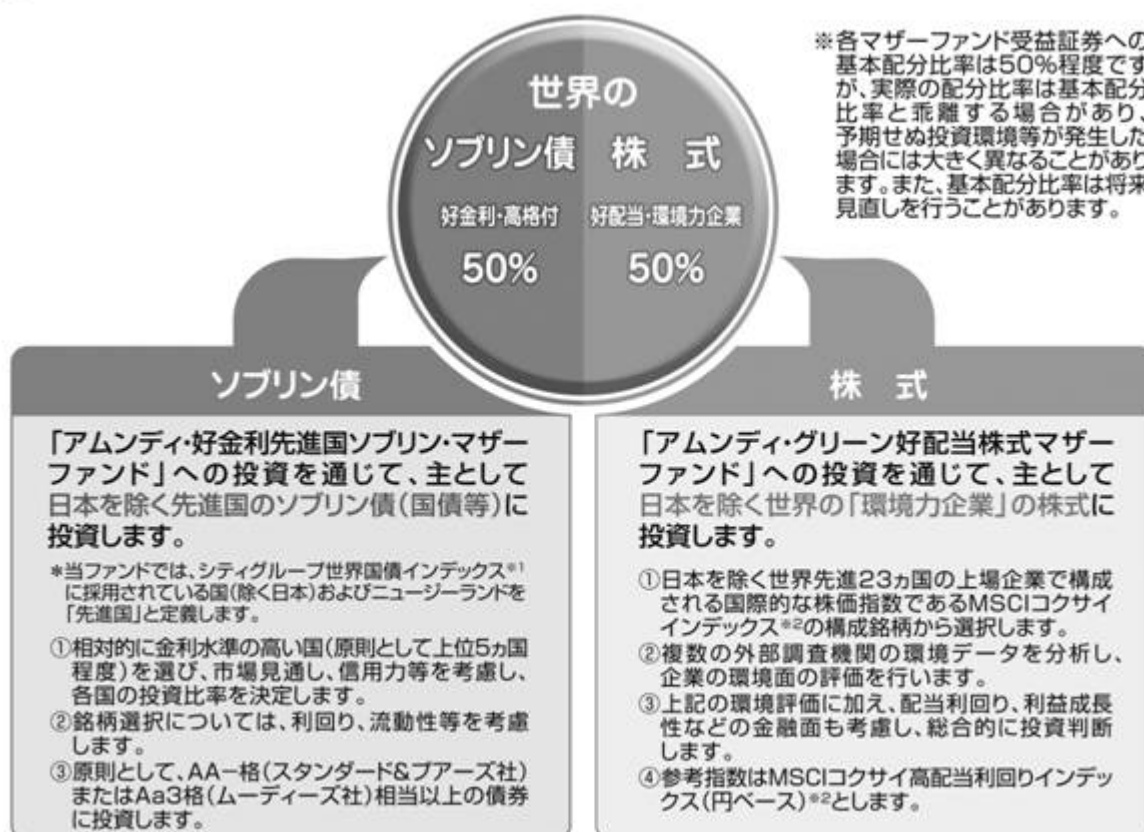
	マザーファンドの受益証券	基本配分比率
1	アムンディ・グリーン好配当株式マザーファンド	2分の1程度
2	アムンディ・好金利先進国ソブリン・マザーファンド	2分の1程度

③実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

④資金動向、市況動向等の急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、前記のような運用ができない場合があります。



① 日本を除く世界の株式と債券に、原則として50%^{*}ずつ投資するバランスファンドです。



※各マザーファンド受益証券への基本配分比率は50%程度ですが、実際の配分比率は基本配分比率と乖離する場合があります。予期せぬ投資環境等が発生した場合には大きく異なることがあります。また、基本配分比率は将来見直しを行うことがあります。

※1 シティグループ・グローバル・マーケット・インクが開発した、世界主要国の国債の総合投資利回りを各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。

※2 MSCI Inc.が開発した株価指数です。同指数に関する著作権、その他知的財産権はMSCI Inc.に帰属しております。

「環境力企業」とは環境を大切にしている企業



以下は「あしたの地球」が投資する世界の環境力企業の定義の一例であり、必ずしもすべての組入銘柄にあてはまるとは限りません。

- 1.地球温暖化防止のための具体的目標を策定、実行している企業。
 - 2.付加価値の高い地球環境関連技術を有する企業や環境配慮がなされたプロジェクトに対して投資や融資の形で積極的な支援を行う金融機関。
 - 3.環境マネジメントシステム[※]を導入するなど、環境配慮を経営課題のひとつとして位置づけている企業。
- ※企業が自主的、積極的に環境保全のために取る行動を計画・実行・評価することであり、国ごとに定められている規格のほか、世界共通の規格としてISO(国際標準化機構)のISO14000シリーズなどがあります。
- 4.環境に配慮した製品開発を中核とする企業。

② 各マザーファンドの運用はアムンディに委託します。

アムンディ

アムンディは、運用資産規模で6,880億ユーロ(約86兆円、1ユーロ=124.92円で換算。2010年3月末現在)を超え、欧州第3位^{*1}、世界ではトップ・テン^{*2}に入るグローバルプレーヤーの運用会社です。世界30カ国以上の主要な投資地域の中心に拠点を持ち、すべてのアセットクラスや主要通貨を網羅する広範囲な運用商品を提供します。

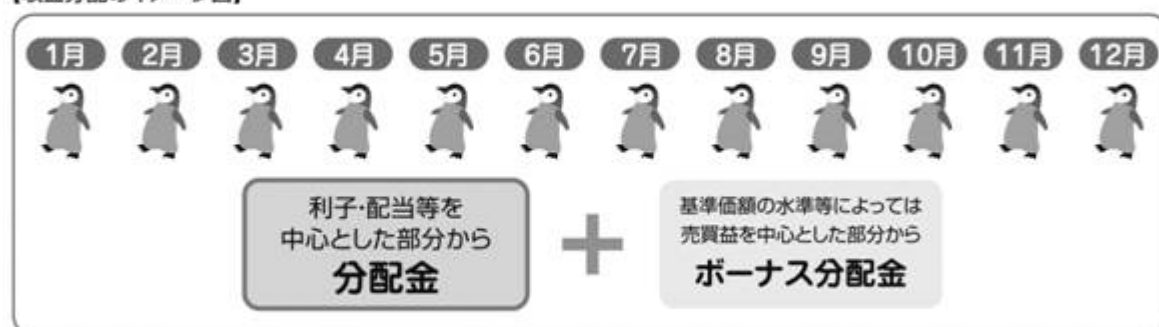
※1 インベストメント・ペンション・ヨーロッパによるトップ400社調査。(2009年7月版(数値は2008年12月末))

※2 グローバル・インベスターズによる100社ランキング。(2008年9月版(数値は2008年6月))

③ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

④ 原則として、毎月10日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、分配を行うことを目指します。

【収益分配のイメージ図】



*上記はイメージであり、将来の分配金の支払およびその金額について示唆・保証するものではありません。分配金額は、委託会社が収益分配方針に基づいて決定します。あらかじめ一定額の分配をお約束するものではありません。分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。

◆ 資金動向および市況動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

① 投資対象資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ）

イ、有価証券

ロ、約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。以下同じ）

ハ、金銭債権

2) 次に掲げる特定資産以外の資産
為替手形

② 有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として次のマザーファンド受益証券ならびに有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます)に投資することを指図します。

1) アムンディ・グリーン好配当株式マザーファンド

2) アムンディ・好金利先進国ソブリン・マザーファンド

3) コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

4) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、3)の証券または証書の性質を有するもの

5) 外国法人が発行する譲渡性預金証書

6) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託に
限ります）

③ 金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます）により運用することを指図することができます。

1) 預金

2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます）

3) コール・ローン

4) 手形割引市場において売買される手形

5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6) 外国の者に対する権利で5)の権利の性質を有するもの

④ 金融商品による運用の特例

前記②にかかわらず、この信託の設定、換金、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記③の1)から6)までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

ファンドの主要投資対象となるマザーファンドの概要は、下記の通りです。
投資対象の詳細につきましては、信託約款をご参照ください。

◆マザーファンドの概要◆

1. アムンディ・グリーン好配当株式マザーファンド

設定日：2007年12月21日（金）

投資顧問会社：アムンディ

1. 運用の基本方針

この投資信託は、日本を除く世界各国の株式を主要投資対象とし、安定した収益の確保と中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

日本を除く世界各国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

①日本を除く世界各国の株式を主要投資対象とし、主として環境に対する取り組みが相対的に優れていると判断される企業（「環境力企業」といいます）の株式の中から、相対的に高い配当利回りが期待できる株式を中心に投資し、安定した収益の確保と中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。

②各銘柄の環境への取り組みに対する評価に加え、定量的評価も勘案の上、運用を行います。

③外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

④資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

⑤運用にあたっては、投資一任契約に基づいてアムンディに運用の指図に関する権限を委託します。

(3) 主な投資制限

①外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

②株式への投資割合には制限を設けません。

③新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の

10%以下とします。

- ④同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものへの投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑦投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

アムンディ・グリーン好配当株式マザーファンドの運用プロセス ポートフォリオ構築プロセス



アムンディ（アムンディ・グリーン好配当株式マザーファンドおよびアムンディ・好金利先進国ソリン・マザーファンドの投資顧問会社）

アムンディは、運用資産規模で6,880億ユーロ（約86兆円、1ユーロ＝124.92円で換算、2010年3月末現在）を超え、欧州第3位^{※1}、世界ではトップ・テン^{※2}に入るグローバルプレーヤーの運用会社です。世界30カ国以上の主要な投資地域の中心に拠点をもち、すべてのアセットクラスや主要通貨を網羅する広範囲な運用商品を提供します。

アムンディは、世界中の1億人以上のリテールのお客様のニーズに応えるべく、貯蓄・投資手段の提供に力を注ぎます。また、機関投資家のお客様については、個別の要望やリスク許容度に応じた、革新的で良好なパフォーマンスを生み出すような商品を開発、提供します。

※1 インベストメント・ベンション・ヨーロッパによるトップ400社調査 — 2009年7月版（数値は2008年12月末）

※2 グローバル・インベスターズによる100社ランキング — 2008年9月版（数値は2008年6月）

イデアム社（IDEAM：Integral Development Asset Management）

アムンディ・グループで、企業のESG*等の調査・分析を中心に行っている専門会社です。調査・分析結果は、アムンディ・グループが運用するSRIファンド等に活用されています。

*ESGとは、Environment（環境）、Social（社会）、Governance（ガバナンス、企業統治）の略です。

クレディ・アグリコル・グループと環境問題**●クレディ・アグリコルは農業と関わりの深い金融機関**

クレディ・アグリコルはフランスで19世紀に発足した農業信用組合に源を発しています。温室効果ガス削減をはじめとし、積極的に環境配慮の施策をうちだし実行しています。

●アムンディは2006年、責任投資原則に調印

国連によって推進されている責任投資原則（The Principles for Responsible Investment）は、機関投資家が投資活動の際に「環境、社会、コーポレート・ガバナンス」の考えを取り入れていくための行動が示されているものです。

●SRIインデックスに採用

SRI重視の姿勢が認められ、クレディ・アグリコル・グループの中核、クレディ・アグリコルエス・エーの株式は、SRIインデックスであるFTSE4Good Global 100 Indexに採用されています（2010年12月末現在）。

2. アムンディ・好金利先進国ソブリン・マザーファンド

設定日：2007年10月5日（金）

投資顧問会社：アムンディ

運用の基本方針

この投資信託は、日本を除く世界の先進国のソブリン債（国債等）を主要投資対象とし、安定した収益の確保と中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。

1. 運用方法**(1) 投資対象**

日本を除く世界の先進国のソブリン債（国債等）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

①主として、日本を除く世界の先進国[※]のソブリン債（国債等）に投資し、安定した収益の確保と中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。

[※] シティグループ世界国債インデックスに採用されている国（除く日本）およびニュージーランドを先進国と定義します。但し、将来見直しを行うことがあります。

シティグループ世界国債インデックスは、シティグループ・グローバル・マーケット・インクが開発した、世界主要国の国債の総合投資利回りを各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。

②相対的に金利水準の高い国を選び、債券市場・為替市場見通し、信用力等を考慮し、各国の投資比率を決定します。銘柄選択については、利回り、流動性等を考慮し投資を行います。

③原則として、AA一格（スタンダード&プアーズ社）またはAa3格（ムーディーズ社）相当以上が付与された債券に投資します。

④外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

⑤資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記のような運用ができない場合があります。

⑥運用にあたっては、投資一任契約に基づいてアムンディに運用の指図に関する権限を委託します。

(3) 主な投資制限

①外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

②株式への投資は、転換社債を転換したものおよび新株予約権（会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしている新株予約権付社債の新株予約権に限ります）を行使したものならびに社債権者割当または株主割当により取得したものに限ることとし、取得時において株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

③同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

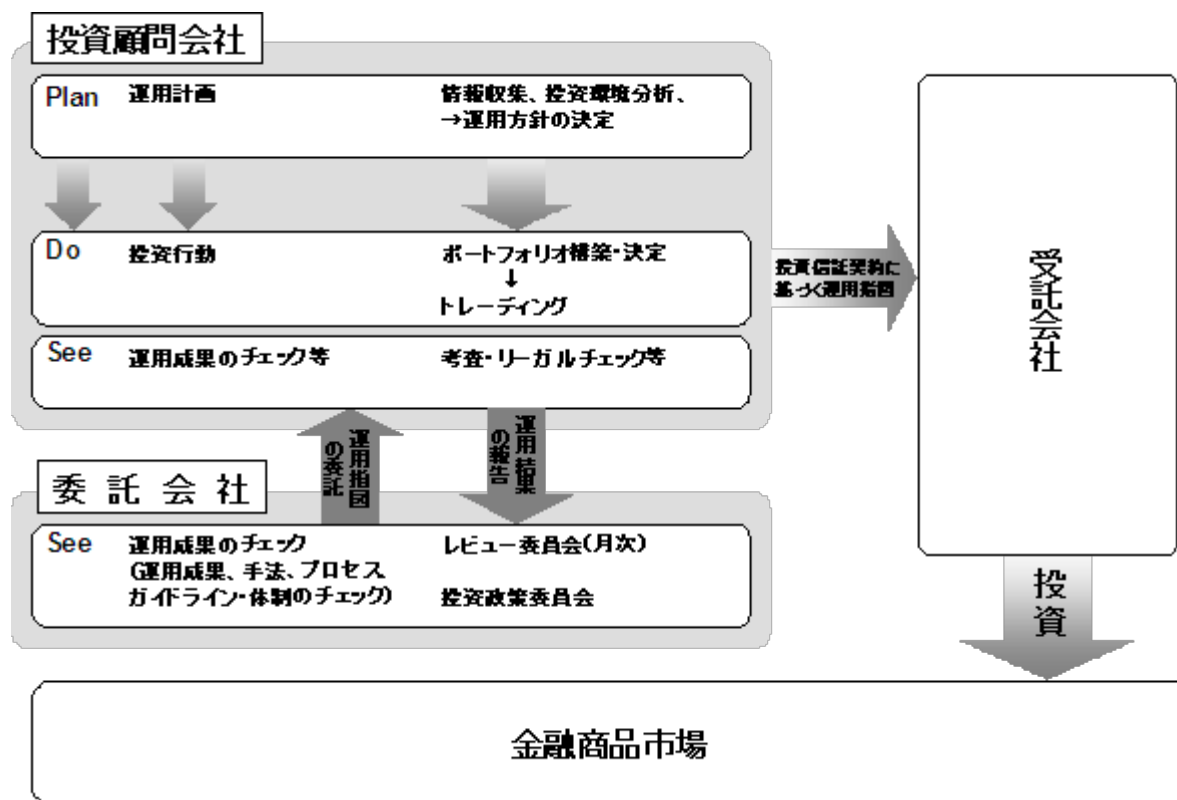
④投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

アムンディ・好金利先進国ソブリン・マザーファンドの運用プロセス

ステップ1: 格付基準	日本を除く先進国の中から、 AA- 格(スタンダード・アンド・プアーズ社)または Aa3 格(ムーディーズ社)相当以上の国を選択します。シティグループ世界国債インデックスの採用国(除く日本)及びニュージーランドを先進国と定義します。ただし、将来見直しを行うことがあります。
ステップ2: 金利比較	相対的に金利水準の高い国(原則として上位5ヵ国程度)を選択します。選択にあたっては、格付等も考慮します。
ステップ3: 国別配分	国別配分は、市場見通し、信用力等を考慮し決定します。
ステップ4: 銘柄選択	銘柄選別は、利回り、流動性等を考慮し、ポートフォリオを構築します。

(3)【運用体制】

委託会社の運用体制は、運用本部所属のファンド・マネージャーがファンドの運用指図を行う体制となります。



ファンドの運用組織は以下のとおりです。

運用計画・・・・・・・・運用本部各運用部（7名程度）

投資行動・・・・・・・・運用本部所属ファンド・マネージャー（7名程度）

運用成果のチェック・・レビュー委員会（7名以上）、投資政策委員会（3名以上）

ファンドの運用を行うに当たっての社内規定

- ・証券投資信託の運用に関する規則
- ・証券先物取引に関する社内基準
- ・服務規程（ファンド・マネージャー用）
- ・各種業務マニュアル
- ・リスク管理基本規程
- ・コンプライアンス・マニュアル

関係法人に関する管理体制

受託会社・・・年1回以上、ミーティングまたは内部統制報告書に基づくレビューを実施

ファンドの運用体制等は本書作成日現在現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

①収益分配方針

毎決算時（毎月10日。休業日の場合は翌営業日）に、原則として次の方針により分配を行います。

ただし、第1回目の決算日は平成20年3月10日とします。

1) 分配対象収益の範囲

経費控除後配当等収益（繰越分およびマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます）を含みます）および売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額）等の全額とします。

2) 分配対象収益についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準および市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

3) 留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

②収益の分配

1) 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

(i) 信託財産に属する配当等収益（配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ）とみなし配当等収益との合計額から、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等、監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金に充てるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

(ii) 売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、分配準備積立金として積立てることができます。

2) 前記1)におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産にかかる配当等収益の額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

3) 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

③収益分配金の支払

1) 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のために販売会社名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としす）に、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から支払います（原則として決

算日（休日の場合は翌営業日）の翌営業日からお支払いします）。

- 2) 上記1)の規定にかかわらず、別に定める契約（自動けいぞく投資契約）に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。
- 3) 上記1)に規定する収益分配金の支払は、販売会社の営業所等において行うものとします。
- 4) 受益者が、収益分配金について上記1)に規定する支払開始日から5年間その支払を請求しないときはその権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(5)【投資制限】

1 ファンドの信託約款で定める投資制限

ファンドの信託約款で定める主な投資制限は、下記の通りです。

1) 外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

2) 株式への投資制限

株式への直接投資は行いません。

3) 投資信託証券への投資制限

投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

4) 外国為替予約取引の指図および範囲

外国為替予約取引は信託約款の規定の範囲で行います。

5) 資金の借入れの制限

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (b) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間若しくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- (c) 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (d) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

6) 受託会社による資金の立替え

- (a) 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
- (b) 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等、投資信託証券の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- (c) 立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

2 法令により禁止または制限される取引等

1) 同一法人の発行する株式の投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一法人の発行する株式について、委託会社が運用を行う全ての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数の50%を超えることとなる場合において、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することはできません。

2) デリバティブ取引に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

3 【投資リスク】

- (1) ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて主として株式や債券など値動きのある有価証券（外貨建資産には為替変動リスクもあります）に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**投資元本が保証されているものではありません。**ファンドの基準価額の下落により、**損失を被り投資元本を割込むことがあります。**ファンドの運用による損益はすべて受益者に帰属します。

以下は、ファンドに関して考えられる主な基準価額の変動要因（投資リスク）および留意点です。ただし、以下の記述は全ての投資リスクおよび留意点を網羅したものではありません。

基準価額の変動要因（投資リスク）

①価格変動リスク

ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて値動きのある有価証券等に投資を行いますので、ファンドの基準価額は実質的に組入れられた有価証券等の価格変動の影響を受け変動します。有価証券等の価格は、その発行体の財務状況、一般的な経済状況や金利、市場の需給等により変動します。したがって、実質的に組入れられた有価証券等の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

②為替変動リスク

- ・外貨建資産に投資した場合は、為替変動によって重大な損失が生じるリスクがあります。
- ・ファンドは円建て基準価額が表示される国内投信ですが、実質的な主要投資対象である海外の株式および債券は外貨建てであり、原則として為替ヘッジを行いません。したがって、為替変動の影響を大きく受けます。円高となった場合、投資する外貨建資産の円貨建価値が下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となり、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

③金利変動リスク

債券価格は金利変動により変動します。一般的に金利が上昇した場合には債券価格は下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となり、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

④信用リスク

ファンドが実質的に投資する有価証券について、発行体の財政状況および一般的な経済状況または経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化は価格下落の要因のひとつであり、ファンドの基準価額の下落要因となります。また、有価証券の発行体が破産した場合は、投資資金を回収することができなくなることがあります。その結果、ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

⑤流動性リスク

急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、有価証券等を市場実勢から期待される価格で売買できず、不測の損失を被るリスクがあります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

◆**基準価額の変動要因（投資リスク）は上記に限定されるものではありません。**

留意点

①分配金の支払いに関する留意点

分配金は当該期にファンドが得る利子・配当等収入、売買益、評価益を超えて支払われることがあり、投資者のファンドの購入価額によっては、分配金は実質的に元本からの払戻し部分を含むことになる場合があります。また、ファンドの純資産は分配金支払い後に減少することになり、基準価額の下落要因となります。基準価額に対する分配金の支払率はファンドの収益率を示すものではありません。

②環境力企業の株式への投資に関する留意点

- ・環境力企業の選定にあたっては、環境対策の技術力を持つ企業だけではなく、環境に配慮した経営方針を打ち出している企業や、環境力企業に対して金利優遇等の形で支援を行っている金融機関も投資対象に含みます。
- ・ファンドは環境力企業の株式を中心に実質的に投資しますが、市場環境等の変化によっては、環境力企業ではない企業の株式に投資する実質的に可能性もあります。

③ファンドの繰上償還

ファンドの受益権の残存口数が10億円を下回った場合等には、信託を終了させることがあります。

④ファミリーファンド方式に関する留意点

ファンドはファミリーファンド方式で運用を行うため、ファンドが主要投資対象とするマザーファンドにおいて、他のファンド（ベビーファンド）による追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、当該マザーファンドにおいて有価証券の売買等が行われた場合等には、その売買による組入有価証券等の価格の変化や売買委託手数料等の負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります、その結果、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

⑤規制の変更に関する留意点

- ・ファンドの運用に関連する国または地域の法令、税制および会計基準等は今後変更される可能性があります。
- ・将来規制が変更された場合、ファンドは重大な不利益を被る可能性があります。

⑥その他の留意点

- ・前記以外にも、実質組入有価証券の売買委託手数料、信託報酬、監査費用の負担およびこれらに対する消費税等の負担による負の影響が存在します。
- ・証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化若しくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることや不測の事態に陥ることがあります。この場合、ファンドの運用が影響を被って基準価額が下落することがあり、その結果、投資元本を下回る可能性があります。基準価額の正確性に合理的な疑いがあると判断した場合、委託会社は途中換金の受付を一時的に中止することがあります。
- ・投資環境の変化などにより、継続申込期間の更新を行わないことや、お申込みの受付を停止することがあります。この場合は、新たにファンドを購入できなくなります。

(2) 投資信託と預金および預金等保護制度との関係について

- ・投資信託は、金融機関の預金とは異なります。
- ・投資信託は、預金保険の対象および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。

(3) 投資信託についての一般的な留意事項です。

投資信託は、その商品の性格から次の特徴をご理解のうえご購入くださいますようお願い申し上げます。

- ・投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います（登録金融機関は販売の窓口となります）。
- ・投資信託は値動きのある証券（外貨建資産には為替変動リスクがあります）に投資するため、投資元本および分配金が保証された商品ではありません。
- ・投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負うことになります。
- ・投資信託のご購入時にはお申込手数料、保有期間中は信託報酬およびその他の費用等がかかります。
- ・投資信託のお申込みに関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(4) リスク管理体制

委託会社では、以下のように2段階でリスクのモニタリングおよび管理を行います。

・運用パフォーマンスの評価・分析

リスクマネジメント部が運用リスク全般の状況をモニタリングするとともに、運用パフォーマンスの分析および評価を行い、定期的にリスク委員会に報告します。

・運用リスクの管理

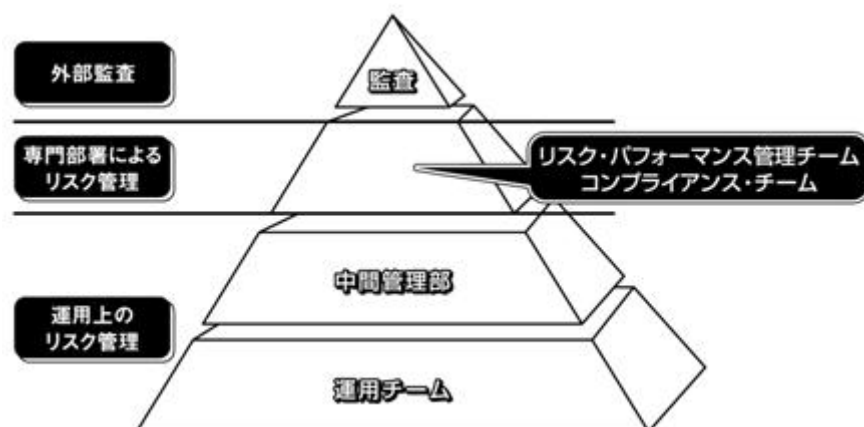
リスクマネジメント部が法令諸規則および運用ガイドライン等の遵守状況のモニタリングを行い、運用状況を検証および管理し、定期的にリスク委員会に報告します。また、コンプライアンス部は運用に関連する社内規程、関連法規の遵守にかかる管理を行っており、重大なコンプライアンス事案については、コンプライアンス委員会で審議が行われ必要な方策を講じます。

前述のリスク管理過程について、グループ監査及び内部監査部門が事後チェックを行います。

（ご参考）

《投資顧問会社のリスク管理体制》

「アムンディ・グリーン好配当株式マザーファンド」および「アムンディ・好金利先進国ソブリン・マザーファンド」の投資顧問会社であるアムンディのリスクモニターおよびリスク管理体制は次の3段階で行っています。



・運用上のリスク管理

運用チームは、中間管理部とともに、多数のツールを活用し、市場データやポートフォリオ分析、実際のポートフォリオのポジション流動性、パフォーマンスのモニタリング、リスク試算等を行います。モニタリングだけでなく、ポートフォリオ対規約規制、顧客の指定規約や社内規程の遵守状況の確認を行います。

・専門部署によるリスク管理

リスク・パフォーマンス管理チームは、社内規制のモニタリングとして、市場リスク、発行体信用リスクおよび運用監査の3項目のチェックを行います。ファンド・マネージャーとは別のレポートラインを持ち、投資決定での独立性が確保されます。

また、コンプライアンス・チームは社内外の法令遵守等についてのチェックを行います。

・外部監査等

クレディ・アグリコル エス・エー（アムンディの母体）およびアムンディの独立した監査チームが、適切な業務遂行とリスク管理システムの適切性の調査を随時行います。

ファンドのリスク管理体制等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。本書作成日現在の料率上限は2.625%（税抜2.5%）です。

ただし、収益分配金再投資の際は、無手数料となります。

申込手数料については、販売会社によって異なりますので、詳しくは販売会社にお問合せください。

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はかかりません。

(3)【信託報酬等】

時期	信託報酬	
毎日	信託報酬の総額	信託財産の純資産総額に対し、 年率1.5855%（税抜1.51%）を乗じて得た金額
	信託報酬の配分	純資産総額が500億円未満の場合 委 託 会 社 ： 年率0.7875%（税抜0.75%） （委託会社の報酬の内マザーファンドにかかる投資顧問会社分： 税抜0.225%以内） 販 売 会 社 ： 年率0.735%（税抜0.70%） 受 託 会 社 ： 年率0.063%（税抜0.06%）
		純資産総額が500億円以上、1,000億円未満の場合 委 託 会 社 ： 年率0.735%（税抜0.70%） （委託会社の報酬の内マザーファンドにかかる投資顧問会社分： 税抜0.21%以内） 販 売 会 社 ： 年率0.7875%（税抜0.75%） 受 託 会 社 ： 年率0.063%（税抜0.06%）
		純資産総額が1,000億円以上、2,000億円未満の場合 委 託 会 社 ： 年率0.6825%（税抜0.65%） （委託会社の報酬の内マザーファンドにかかる投資顧問会社分： 税抜0.195%以内） 販 売 会 社 ： 年率0.840%（税抜0.80%） 受 託 会 社 ： 年率0.063%（税抜0.06%）
		純資産総額が2,000億円以上の場合 委 託 会 社 ： 年率0.630%（税抜0.60%） （委託会社の報酬の内マザーファンドにかかる投資顧問会社分： 税抜0.18%以内） 販 売 会 社 ： 年率0.8925%（税抜0.85%） 受 託 会 社 ： 年率0.063%（税抜0.06%）

信託報酬は、毎計算期間末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

(4)【その他の手数料等】

① 資金の借入れにかかる借入金の利息

信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て、再投資に係る収益分配金の支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中から支払われます。

② 信託事務等の諸費用および監査報酬

1) 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

2)信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます）は、5月および11月の計算期間の末日または信託終了のとき信託財産中より支弁することを原則とします（上限85万円（1回当たり、税込）（本書作成日現在））。

③ ファンドの実質組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料

信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額、CP、CD、預金、指定金銭信託、コール・ローンおよび手形割引等に要する費用ならびに外国における資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担します。信託財産の証券取引等に伴う手数料や税金は信託財産が負担しますが、売買委託手数料等は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。当該諸費用は運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

＊ファンドの費用の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

課税については、次のような取扱となります。なお、税法が変更・改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります（下記は、平成22年9月末現在の税法に基づき記載しております）。

① 個別元本について

- (i) 追加型投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- (ii) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- (iii) 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- (iv) 受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります（「特別分配金」については、後記「②収益分配金の課税について」を参照）。

② 収益分配金の課税について

追加型投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、次の通りとなります。

- (i) 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
- (ii) 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

③ 個人、法人別の課税の取扱いについて

(i) 個人の受益者に対する課税

時期	適用期間	条件	内容
----	------	----	----

途中換金時 償還時	平成23年12月31日まで	課税対象	換金価額または償還価額から取得費（申込手数料等を含みます）を控除した場合に生じる利益（譲渡所得）
		源泉徴収の有無	無 ^{※1}
		申告方法	確定申告による申告分離課税 ^{※2}
		税率	確定申告による税率は、10%(所得税7%、地方税3%)となります。
	平成24年1月1日以降	課税対象	換金価額または償還価額から取得費（申込手数料等を含みます）を控除した場合に生じる利益（譲渡所得）
		源泉徴収の有無	無 ^{※1}
		申告方法	確定申告による申告分離課税 ^{※2}
		税率	確定申告による税率は、20%(所得税15%、地方税5%)となります。
収益分配時	平成23年12月31日まで	課税対象	普通分配金(配当所得)
		源泉徴収の有無	有(10%の税率で源泉徴収)
		申告方法	確定申告による申告分離課税 ^{※3} または確定申告による総合課税または申告不要 ^{※4}
		税率	申告分離課税の場合は、10%(所得税7%、地方税3%)の税率となります。 確定申告による総合課税の場合は所得税の累進税率が適用されます。 申告不要の場合は10%(所得税7%、地方税3%)の源泉徴収税額で納税が完了します。
	平成24年1月1日以降	課税対象	普通分配金(配当所得)
		源泉徴収の有無	有(20%の税率で源泉徴収)
		申告方法	確定申告による申告分離課税 ^{※3} または確定申告による総合課税または申告不要 ^{※4}
		税率	申告分離課税の場合は、20%(所得税15%、地方税5%)の税率となります。 確定申告による総合課税の場合は所得税の累進税率が適用されます。 申告不要の場合は20%(所得税15%、地方税5%)の源泉徴収税額で納税が完了します。

※1 特定口座（源泉徴収選択口座）を利用している場合には、平成23年12月31日までは10%の税率で、平成24年1月1日以降は20%の税率で源泉徴収が行われます。

※2 特定口座（源泉徴収選択口座）を利用している場合においては、申告不要とすることができます。

※3 申告分離課税を選択した場合、上場株式等の譲渡損失との損益通算が可能となります。

※4 特定口座（源泉徴収選択口座）内において、上場株式等の譲渡損失と配当所得の金額との損益通算が可能となります。

(ii)法人の受益者に対する課税

時期	適用期間	条件	内容
途中換金時 償還時	平成23年12月31日まで	課税対象	個別元本超過額 [※]
		源泉徴収の有無	有(7%の税率による源泉徴収(所得税))
	平成24年1月1日以降	課税対象	個別元本超過額 [※]
		源泉徴収の有無	有(15%の税率による源泉徴収(所得税))

収益分配時	平成23年12月31日まで	課税対象	普通分配金
		源泉徴収の有無	有(7%の税率による源泉徴収(所得税))
	平成24年1月1日以降	課税対象	普通分配金
		源泉徴収の有無	有(15%の税率による源泉徴収(所得税))

※ お客さまの個別元本（受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません）をいいます）を上回る金額に対して課税されます。

④ 買取請求時の課税について

原則として源泉徴収は行われず、確定申告により納税していただきます。

買取のお取扱いについては販売会社によって異なりますので、お申込みの販売会社にお問合せください。

ファンドの収益分配金は、配当控除、益金不算入制度の適用対象外となります。

税法が変更・改正された場合等は、前記の内容が変更になることがあります。

ファンドの会計上・税務上の取扱については、あらかじめ会計士・税理士（税務専門家等）にご確認ください。

5【運用状況】

以下は平成22年12月末日現在の運用状況です。

また、投資比率は、小数点以下第3位を切捨てて表示しているため、当該比率の合計と合計欄の比率が一致しない場合があります。

(1)【投資状況】

信託財産の構成

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券(アムンディ・グリーン好配当株式マザーファンド)	日本	92,291,220	48.95
親投資信託受益証券(アムンディ・好金利先進国ソブリン・マザーファンド)	日本	93,686,032	49.69
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	2,549,679	1.35
合計（純資産総額）		188,526,931	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計比率をいいます。

<参考情報>

「アムンディ・グリーン好配当株式マザーファンド」

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	アメリカ	34,055,060	36.90
	カナダ	7,436,575	8.05
	ドイツ	4,703,281	5.09
	イタリア	912,296	0.98
	フランス	6,631,060	7.18
	オーストラリア	5,490,232	5.94
	イギリス	15,050,589	16.30
	スイス	5,106,549	5.53
	香港	848,070	0.91
	シンガポール	643,349	0.69
	ニュージーランド	256,711	0.27
	オランダ	973,835	1.05
	スペイン	4,723,500	5.11
	スウェーデン	1,910,027	2.06
	オーストリア	453,465	0.49
	フィンランド	1,831,450	1.98
	ポルトガル	520,060	0.56
	モーリシャス	354,723	0.38
	小計	91,900,832	99.57
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	388,074	0.42
合計（純資産総額）		92,288,906	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該国/地域の時価合計比率をいい、株式の小計の投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該国/地域の時価合計の総額比率をいいます。

「アムンディ・好金利先進国ソブリン・マザーファンド」

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	オーストラリア	443,722,335	23.94
	ニュージーランド	361,904,108	19.53
	ノルウェー	186,188,629	10.04
	オーストリア	361,200,645	19.49
	デンマーク	349,454,528	18.85
	小計	1,702,470,245	91.87
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	150,487,513	8.12
合計（純資産総額）		1,852,957,758	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該国/地域の時価合計比率をいい、国債証券の小計の投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該国/地域の時価合計の総額比率をいいます。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	口数	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率(%)
1	日本	親投資信託 受益証券	アムンディ・好金利先進国ソブリン・マザーファン ド	120,682,768	0.7836	94,567,018	0.7763	93,686,032	49.69
2	日本	親投資信託 受益証券	アムンディ・グリーン好配当株式マザーファンド	176,498,796	0.5274	93,085,466	0.5229	92,291,220	48.95

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額比率をいいます。

種類別投資比率

国内/外国	種類	投資比率(%)
国内	親投資信託受益証券	98.64
	合計	98.64

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額比率をいいます。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

<参考情報>

「アムンディ・グリーン好配当株式マザーファンド」

①投資有価証券の主要銘柄（評価額上位30銘柄）

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	業種	株式数	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率(%)
1	アメリカ	株式	CHEVRON	エネルギー	500	6,282.87	3,141,439	7,445.74	3,722,870	4.03
2	アメリカ	株式	AT&T	電気通信サービス	1,358	2,042.13	2,773,225	2,388.47	3,243,544	3.51
3	アメリカ	株式	COCA COLA	食品・飲料・タバコ	500	4,388.23	2,194,118	5,333.52	2,666,760	2.88
4	アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・バイオテクノロジー ・ライフサイエンス	500	5,099.28	2,549,644	5,062.97	2,531,486	2.74
5	イギリス	株式	VODAFONE GROUP PLC	電気通信サービス	11,180	171.60	1,918,510	213.56	2,387,617	2.58
6	スイス	株式	NOVARTIS 'R'	医薬品・バイオテクノロジー ・ライフサイエンス	455	4,545.12	2,068,032	4,862.06	2,212,240	2.39
7	アメリカ	株式	PFIZER	医薬品・バイオテクノロジー ・ライフサイエンス	1,510	1,314.43	1,984,794	1,434.22	2,165,678	2.34
8	イギリス	株式	ROYAL DUTCH SHELL A(LSE)	エネルギー	760	2,346.20	1,783,115	2,720.58	2,067,644	2.24
9	フランス	株式	TOTAL SA	エネルギー	470	4,062.43	1,909,344	4,374.26	2,055,905	2.22
10	アメリカ	株式	ABBOTT LABS.	医薬品・バイオテクノロジー ・ライフサイエンス	500	3,968.29	1,984,148	3,864.25	1,932,127	2.09
11	オーストラリア	株式	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA	銀行	433	4,405.88	1,907,750	4,262.07	1,845,478	1.99
12	スペイン	株式	TELEFONICA	電気通信サービス	973	1,704.81	1,658,789	1,855.33	1,805,245	1.95
13	アメリカ	株式	MERCK & CO. INC	医薬品・バイオテクノロジー ・ライフサイエンス	600	2,793.47	1,676,086	2,950.75	1,770,451	1.91
14	ドイツ	株式	BASF SE	素材	257	4,423.89	1,136,942	6,619.66	1,701,253	1.84
15	カナダ	株式	ROYAL BANK OF CANADA	銀行	400	4,394.36	1,757,747	4,244.58	1,697,834	1.83
16	アメリカ	株式	CONOCOPHILLIPS	エネルギー	300	4,398.01	1,319,404	5,535.61	1,660,684	1.79
17	オーストラリア	株式	WESTPAC BANKING	銀行	877	2,009.25	1,762,114	1,887.88	1,655,672	1.79
18	アメリカ	株式	PG & E	公益事業	400	3,652.38	1,460,952	3,903.37	1,561,348	1.69
19	ドイツ	株式	ALLIANZ SE	保険	152	8,714.00	1,324,528	9,678.62	1,471,151	1.59
20	イギリス	株式	GLAXOSMITHKLINE	医薬品・バイオテクノロジー ・ライフサイエンス	898	1,452.62	1,304,455	1,601.23	1,437,910	1.55
21	アメリカ	株式	KRAFT FOODS	食品・飲料・タバコ	550	2,439.80	1,341,895	2,571.82	1,414,503	1.53
22	スペイン	株式	IBERDROLA	公益事業	2,241	553.78	1,241,040	629.70	1,411,166	1.52
23	イギリス	株式	ASTRAZENECA	医薬品・バイオテクノロジー ・ライフサイエンス	373	3,506.02	1,307,747	3,762.77	1,403,516	1.52
24	スイス	株式	ROCHE HOLDINGS GSH.	医薬品・バイオテクノロジー ・ライフサイエンス	115	12,438.06	1,430,378	12,021.30	1,382,450	1.49
25	フランス	株式	SANOFI-AVENTIS	医薬品・バイオテクノロジー ・ライフサイエンス	260	5,233.15	1,360,619	5,303.28	1,378,854	1.49
26	イギリス	株式	BRITISH AMERICAN TOBACCO	食品・飲料・タバコ	405	2,535.92	1,027,049	3,162.00	1,280,610	1.38
27	アメリカ	株式	DU PONT E I DE NEMOURS	素材	300	3,233.14	969,943	4,076.12	1,222,838	1.32
28	イギリス	株式	ROYAL DUTCH SHELL B	エネルギー	447	2,228.57	996,174	2,706.67	1,209,882	1.31

29	アメリカ	株式	BRISTOL MYERS SQUIBB	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	500	1,983.46	991,733	2,163.55	1,081,779	1.17
30	アメリカ	株式	KIMBERLY-CLARK	家庭用品・パーソナル用品	200	4,970.89	994,178	5,146.90	1,029,381	1.11

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額比率をいいます。

種類別及び業種別投資比率

国内/外国	種類	業種	投資比率(%)
外国	株式	エネルギー	13.52
		素材	3.93
		資本財	3.38
		商業・専門サービス	0.86
		運輸	0.12
		耐久消費財・アパレル	0.45
		消費者サービス	1.56
		メディア	2.00
		小売	1.06
		食品・生活必需品小売り	1.36
		食品・飲料・タバコ	8.93
		家庭用品・パーソナル用品	1.11
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	18.74
		銀行	11.58
		各種金融	1.37
		保険	5.20
		不動産	0.30
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	0.83
		電気通信サービス	11.34
		公益事業	11.82
合計		99.57	

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該業種の評価額比率をいいます。

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

「アムンディ・好金利先進国ソブリン・マザーファンド」

①投資有価証券の主要銘柄

順位	国/地域	種類	銘柄名	額面	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率(%)
1	オーストラリア	国債証券	ACGB 6.5 05/15/13	3,200,000	8,629.47	276,143,229	8,532.96	273,054,783	6.5	2013/05/15	14.73
2	オーストラリア	国債証券	RAGB 5.25 01/04/11	2,500,000	10,981.47	274,536,983	10,784.60	269,615,125	5.25	2011/01/04	14.55
3	ニュージーランド	国債証券	NZGB 6 11/15/11	4,000,000	6,455.67	258,226,872	6,406.10	256,244,310	6	2011/11/15	13.82
4	デンマーク	国債証券	DGB 6 11/15/11	13,000,000	1,559.52	202,738,899	1,513.16	196,710,800	6	2011/11/15	10.61
5	オーストラリア	国債証券	ACGB 6.25 06/15/14	2,000,000	8,734.88	174,697,695	8,533.37	170,667,552	6.25	2014/06/15	9.21
6	デンマーク	国債証券	DGB 4 11/15/12	10,000,000	1,552.84	155,284,866	1,527.43	152,743,728	4	2012/11/15	8.24
7	ノルウェー	国債証券	NGB 6 05/16/11	7,600,000	1,430.09	108,687,231	1,398.95	106,320,428	6	2011/05/16	5.73
8	ニュージーランド	国債証券	NZGB 6.5 04/15/13	1,600,000	6,579.42	105,270,805	6,603.73	105,659,798	6.5	2013/04/15	5.70
9	オーストラリア	国債証券	RAGB 5 07/15/12	800,000	11,737.15	93,897,264	11,448.19	91,585,520	5	2012/07/15	4.94
10	ノルウェー	国債証券	NGB 6.5 05/15/13	5,300,000	1,544.34	81,850,356	1,506.94	79,868,201	6.5	2013/05/15	4.31

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額比率をいいます。

種類別投資比率

国内/外国	種類	投資比率(%)
外国	国債証券	91.87
合計		91.87

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額比率をいいます。

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

平成22年12月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記の特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

期間	純資産総額 (分配落)(円)	純資産総額 (分配付)(円)	1口当たり 純資産額 (分配落)(円)	1口当たり 純資産額 (分配付)(円)
第1特定期間末（平成20年 5月12日）	443,336,744	444,980,405	0.8872	0.8905
第2特定期間末（平成20年11月10日）	314,044,226	315,808,946	0.5873	0.5906
第3特定期間末（平成21年 5月11日）	320,586,345	321,123,736	0.5950	0.5960
第4特定期間末（平成21年11月10日）	344,389,414	344,916,116	0.6461	0.6471
第5特定期間末（平成22年 5月10日）	249,918,031	250,332,988	0.6023	0.6033
第6特定期間末（平成22年11月10日）	217,488,337	217,856,288	0.5911	0.5921
平成21年12月末日	310,315,780	—	0.6494	—
平成22年 1月末日	287,598,733	—	0.6098	—
2月末日	277,484,800	—	0.5988	—
3月末日	276,530,414	—	0.6443	—
4月末日	269,786,479	—	0.6506	—
5月末日	236,511,271	—	0.5749	—
6月末日	222,115,950	—	0.5497	—
7月末日	227,086,546	—	0.5781	—
8月末日	212,965,482	—	0.5524	—
9月末日	219,081,983	—	0.5897	—
10月末日	214,315,276	—	0.5812	—
11月末日	206,661,187	—	0.5802	—
12月末日	188,526,931	—	0.5835	—

（注）純資産総額（分配付）及び1口当たり純資産額（分配付）は、各特定期間の最終計算期間に係る収益分配金のみを含んでおります。

②【分配の推移】

期間	1口当たり分配金（円）
第1特定期間 自 平成19年12月21日 至 平成20年 5月12日	0.0099
第2特定期間 自 平成20年 5月13日 至 平成20年11月10日	0.0198
第3特定期間 自 平成20年11月11日 至 平成21年 5月11日	0.0070
第4特定期間 自 平成21年 5月12日 至 平成21年11月10日	0.0060
第5特定期間 自 平成21年11月11日 至 平成22年 5月10日	0.0060
第6特定期間 自 平成22年 5月11日 至 平成22年11月10日	0.0060

（注）1口当たり分配金は、各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

③【収益率の推移】

期間	収益率(%)
第1特定期間 自 平成19年12月21日 至 平成20年 5月12日	△10.3
第2特定期間 自 平成20年 5月13日 至 平成20年11月10日	△31.6
第3特定期間 自 平成20年11月11日 至 平成21年 5月11日	2.5
第4特定期間 自 平成21年 5月12日 至 平成21年11月10日	9.6

第5特定期間	自 平成21年11月11日 至 平成22年 5月10日	△5.9
第6特定期間	自 平成22年 5月11日 至 平成22年11月10日	△0.9

(注1)収益率は、各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。

(注2)収益率は以下の計算により算出しております。

特定期間末の基準価額（当該特定期間中の分配金累計額を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前特定期間末基準価額」）を控除した額を前特定期間末基準価額で除して得た数値に100を乗じて得た数値です。

ただし、第1特定期間については「前特定期間末基準価額」に代えて設定時の基準価額（10,000円）を用いております。

なお、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで表示しております。

(4)【設定及び解約の実績】

	期間	設定口数	解約口数	発行済口数
第1特定期間	自 平成19年12月21日 至 平成20年 5月12日	502,419,130	2,696,622	499,722,508
第2特定期間	自 平成20年 5月13日 至 平成20年11月10日	90,298,604	55,257,248	534,763,864
第3特定期間	自 平成20年11月11日 至 平成21年 5月11日	18,763,368	14,688,303	538,838,929
第4特定期間	自 平成21年 5月12日 至 平成21年11月10日	75,699,624	81,500,066	533,038,487
第5特定期間	自 平成21年11月11日 至 平成22年 5月10日	16,882,657	134,963,361	414,957,783
第6特定期間	自 平成22年 5月11日 至 平成22年11月10日	4,153,326	51,159,687	367,951,422

(注1) 全て本邦内におけるものです。

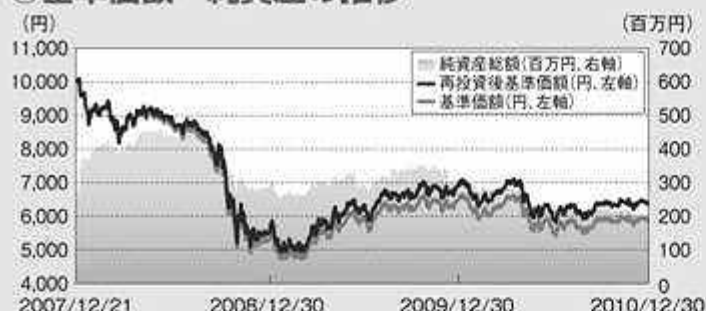
(注2) 第1特定期間の設定口数には、当初募集期間の設定口数を含みます。

<参考情報>

運用実績

2010年12月30日現在

◎基準価額・純資産の推移



※再投資後基準価額は、税引前分配金を分配時に再投資したものと表示しています。
※基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

基準価額 5,835円 純資産総額 189百万円

◎分配の推移

決算日	分配金
30期(2010年8月10日)	10円
31期(2010年9月10日)	10円
32期(2010年10月12日)	10円
33期(2010年11月10日)	10円
34期(2010年12月10日)	10円
直近1年累計	120円
設定来累計	557円

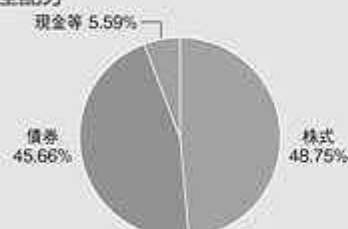
※分配金は1万口当たり・税引前です。

※直近5期分を表示しています。

◎主要な資産の状況

【ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っており、組入上位10銘柄は各マザーファンドのポートフォリオの状況を記載しています。】

◆資産配分



※比率は純資産総額に対する実質投資割合です。
※現金等には未払諸費用等を含みます。
※四捨五入の影響で100%としない場合があります。

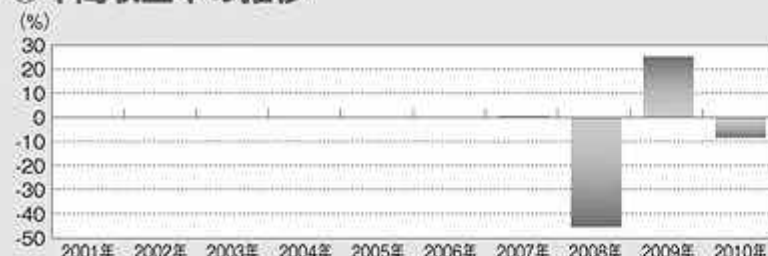
◆組入上位10銘柄（アムンディ・好金利先進国ソブリンマザーファンド）

	銘柄	国	純資産比(%)
1	ACGB 6.5 05/15/13	オーストラリア	14.73
2	RAGB 5.25 01/04/11	オーストリア	14.55
3	NZGB 6 11/15/11	ニュージーランド	13.82
4	DGB 6 11/15/11	デンマーク	10.61
5	ACGB 6.25 06/15/14	オーストラリア	9.21
6	DGB 4 11/15/12	デンマーク	8.24
7	NGB 6 05/16/11	ノルウェー	5.73
8	NZGB 6.5 04/15/13	ニュージーランド	5.70
9	RAGB 5 07/15/12	オーストリア	4.94
10	NGB 6.5 05/15/13	ノルウェー	4.31

◆組入上位10銘柄（アムンディ・グリーン好配当株式マザーファンド）

	銘柄	業種	純資産比(%)
1	CHEVRON	エネルギー	4.03
2	AT&T	電気通信サービス	3.51
3	COCA COLA	食品・飲料・タバコ	2.88
4	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2.74
5	VODAFONE GROUP PLC	電気通信サービス	2.58
6	NOVARTIS	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2.39
7	PFIZER	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2.34
8	ROYAL DUTCH SHELL	エネルギー	2.24
9	TOTAL	エネルギー	2.22
10	ABBOTT LABS.	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2.09

◎年間収益率の推移



※年間収益率は、税引前分配金を分配時に再投資したものと計算しています。
※2007年は設定日（12月21日）から年末までの騰落率を表示しています。
※ファンドにはベンチマークはありません。

◎期間別騰落率

期間	騰落率(%)
1ヵ月	0.74
3ヵ月	-0.55
6ヵ月	7.25
1年	-8.33
3年	-37.10
設定来	-36.62

※騰落率は、税引前分配金を分配時に再投資したものと計算しています。したがって、実際の投資家利回りとは異なります。

※上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。

※運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

1）お申込みの受付場所

ファンドの取得の申込は、委託会社が指定する後記販売会社の本支店営業所等において取扱っております。販売会社によっては、一部の支店・営業所等で取扱わない場合があります。詳しくは販売会社の本支店営業所等にお問合せください。

販売会社	株式会社 りそな銀行 株式会社 埼玉りそな銀行 株式会社 近畿大阪銀行
------	---

2）申込期間と申込価額

申込期間	申込価額
平成23年2月10日から 平成24年2月10日まで	申込受付日の翌営業日の基準価額

取得申込の受付は、原則として各営業日の午後3時までに受付けたもの（当該取得の申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとなります。ただし、ファンドの休業日[※]にあたる場合は、お申込みできません。

申込締切時間は販売会社によって、異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

[※] 東京証券取引所の休業日、ユーロネクストの休業日あるいはフランスの祝休日のいずれかに該当する場合を指します。

申込期間は、前記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止することおよび既に受付けた取得申込みの受付を取消することができます。

3）申込単位

1円または1口を最低単位として販売会社が定める申込方法および単位とします。

詳しくは、販売会社にお問合せください。

- * 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払と引換に、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

1）途中換金[※]の受付

[※] 途中換金とは信託約款上の一部解約と同意義です。

- (a) 原則として、毎営業日換金（解約）のお申込みが可能です。ファンドをご購入いただいた販売会社においてお申込みください。

- (b) 受益者が途中換金の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

2) 途中換金取扱期間と換金価額

- (a) 途中換金の実行の請求の受付は、原則として各営業日の午後3時までに受付けたもの（当該換金の申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとなります。申込締切時間は販売会社によって、異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。
- (b) 途中換金の実行の請求日が、ファンドの休業日にあたる場合においては、委託会社は途中換金の実行の請求を受付けないものとします。
- (c) 換金価額は、換金請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
- (d) 換金代金は、換金請求受付日から起算して原則として5営業日目から、販売会社において受益者に支払われます。

3) 換金単位

1口を最低単位として販売会社が定める単位とします。

詳しくは、販売会社にお問合わせください。

4) 換金価額の照会方法

換金価額は、委託会社の営業日において日々算出され、委託会社および販売会社に問合せることにより知ることができます。なお、換金価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

ファンドの換金価額について委託会社の照会先は次の通りです。

アムンディ・ジャパン株式会社
お客様サポートライン 0120-202-900 (フリーダイヤル)
受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
ホームページアドレス : <http://www.amundi.co.jp>

5) 途中換金の実行の請求の受付を中止する特別な場合

- (a) 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、途中換金の実行の請求の受付を中止することおよび既に受付けた途中換金の実行の請求の受付を取消することができます。
- (b) 途中換金の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の途中換金の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその途中換金の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に途中換金の実行の請求を受付けたものとして当該基準価額の計算日の翌営業日の基準価額とします。

6) 換金制限

委託会社の判断により、一定の金額を超える換金申込には制限を設ける場合があります。

7) 受益権の買取

販売会社は、受益者の請求があるときは、その受益権を買取ります。

買取のお取扱いについては販売会社によって異なりますので、お申込みの販売会社にお問合せください。

8) 買取請求の受付と買取価額

買取請求の受付と買取価額の詳細については、販売会社へお問合せください。

9) 買取請求の受付を中止する特別な場合

金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、販売会社は受益権の買取を中止することおよび既に受付けた受益権の買取を取消することができます。

※買取請求の受付を中止する特別な場合の詳細については、販売会社にお問合せください。

※換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換に、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い、当該振替機関等の口

座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。換金の請求を受益者がするとき、振替受益権をもって行うものとします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

1) 基準価額の算定

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます）を、計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます）、預金その他の資産をいいます。以下同じ）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

2) 基準価額の算出頻度と公表

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出され、委託会社および販売会社に問合せることにより知ることができます。また、当日の基準価額は原則として、翌日の日本経済新聞に掲載されます。なお、基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

ファンドの基準価額について委託会社の照会先は次の通りです。

アムンディ・ジャパン株式会社
お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル)
受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
ホームページアドレス : <http://www.amundi.co.jp>

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

信託期間は平成19年12月21日から無期限とします。ただし、後記「(5) その他 1) 信託の終了」に該当する場合、信託は終了することがあります。

(4)【計算期間】

1) この信託の計算期間は、原則として毎月11日から翌月10日までとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成20年3月10日までとします。

2) 各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託約款に定める信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

1) 信託の終了

(a) 委託会社は、次の場合、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます（以下「繰上償還」といいます）。この場合において、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

i. 信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき

ii. 信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回った場合

iii. やむを得ない事情が発生したとき

委託会社は、前記に従い繰上償還させる場合、以下の手続により行います。

- 1) 委託会社は、前記 i .から iii. の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
 - 2) 前記1) の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下2) において同じ）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - 3) 前記1) の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
 - 4) 前記1) から3) までの規定は、以下に掲げる場合には適用しません。
 1. 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記1) から3) までの規定による信託契約の解除の手続きを行うことが困難な場合
 2. 委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をした場合
 - (b) 委託会社が、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
 - (c) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記「2）信託約款の変更等」の(b)の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において、存続します。
 - (d) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合および解任された場合において、委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- 2) 信託約款の変更等
- (a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、信託約款は「2）信託約款の変更等」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
 - (b) 委託会社は、前記(a)の事項（(a)の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
 - (c) 前記(b)の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下(c)において同じ）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - (d) 前記(b)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

- (e) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- (f) 前記(b)から前記(e)までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- (g) 前記(a)から前記(f)にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

3) 反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、販売会社を通じて、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、前記「1) 信託の終了」の(a)の1)または前記「2) 信託約款の変更等」の(b)に規定する書面に付記します。

4) 公告

委託会社が受益者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。

5) 運用報告書の作成

委託会社は、5月および11月の計算期間の末日および償還時に運用報告書を作成し、当該信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。

6) 関係法人との契約の更改等に関する手續

販売会社との間で締結された募集・販売等に関する契約の有効期間は、契約締結の日から1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれからも、別段の意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱についてもこれと同様とします。ただし、期間の途中においても必要がある時は、契約の一部を変更することができます。投資顧問会社との運用の指図の権限の委託に関わる「投資顧問契約」にかかる契約の有効期間は、契約締結の日から前記1)の信託の終了する日までとします。ただし、期間の途中においても必要があるときは、契約の一部を変更することができます。

4【受益者の権利等】

① 収益分配金に対する請求権

- 1) 受益者は、委託会社が決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。
- 2) 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日からお支払いします（原則として決算日（休日の場合は翌営業日）の翌営業日からお支払いします）。収益分配金の支払は、販売会社の本支店営業所等において行うものとします。
- 3) 受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

② 償還金に対する請求権

- 1) 受益者は、償還金を持分に応じて請求する権利を有します。
- 2) 償還金は、信託期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日の翌営業日）から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日からお支払いします（原則として償還日の翌営業日）の翌営業日からお支払いします）。償還金の支払は、販売会社の本支店営業所等において行うものとします。
- 3) 受益者は、償還金を支払開始日から10年間その支払を請求しないと権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

③ 途中換金（買取）請求権

- 1) 受益者は、販売会社が定める単位で途中換金の実行を請求すること、または買取を請求することにより換金する権利を有します。
- 2) 換金代金は、換金請求受付日から起算して、原則として5営業日目から受益者にお支払いします。
*買取の取扱については販売会社によって異なりますので、詳しくはお申込み販売会社の本店営業所等にお問合せください。

④ 帳簿書類の閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧および謄写の請求をすることができます。

⑤ 反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合は、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5特定期間(平成21年11月11日から平成22年5月10日まで)及び第6特定期間(平成22年5月11日から平成22年11月10日まで)の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

アムンディ・リソな世界グリーン・バランス・ファンド

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第5特定期間末 (平成22年 5月10日)	第6特定期間末 (平成22年11月10日)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	4,507,318	3,700,614
親投資信託受益証券	246,555,551	214,828,834
未収利息	6	5
流動資産合計	251,062,875	218,529,453
資産合計	251,062,875	218,529,453
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	414,957	367,951
未払受託者報酬	13,110	10,855
未払委託者報酬	316,777	262,310
その他未払費用	400,000	400,000
流動負債合計	1,144,844	1,041,116
負債合計	1,144,844	1,041,116
純資産の部		
元本等		
元本	※1,2 414,957,783	※1,2 367,951,422
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	※3 △165,039,752	※3 △150,463,085
（分配準備積立金）	6,048,488	6,864,680
元本等合計	249,918,031	217,488,337
純資産合計	249,918,031	217,488,337
負債純資産合計	251,062,875	218,529,453

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第5特定期間 (自 平成21年11月11日 至 平成22年 5月10日)	第6特定期間 (自 平成22年 5月11日 至 平成22年11月10日)
営業収益		
受取利息	807	597
有価証券売買等損益	△14,725,998	△826,717
営業収益合計	△14,725,191	△826,120
営業費用		
受託者報酬	92,264	71,620
委託者報酬	※1 2,229,644	※1 1,730,846
その他費用	400,000	400,000
営業費用合計	2,721,908	2,202,466
営業利益又は営業損失（△）	△17,447,099	△3,028,586
経常利益又は経常損失（△）	△17,447,099	△3,028,586
当期純利益又は当期純損失（△）	△17,447,099	△3,028,586
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△138,415	35,282
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△188,649,073	△165,039,752
剰余金増加額又は欠損金減少額	49,979,935	21,716,943
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	49,979,935	21,716,943
剰余金減少額又は欠損金増加額	6,308,430	1,758,243
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	6,308,430	1,758,243
分配金	※2 2,753,500	※2 2,318,165
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△165,039,752	△150,463,085

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第5特定期間 (自 平成21年11月11日 至 平成22年 5月10日)	第6特定期間 (自 平成22年 5月11日 至 平成22年11月10日)
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価 しております。時価評価にあつては、 親投資信託受益証券の基準 価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左

(貸借対照表に関する注記)

項目	第5特定期間末 (平成22年 5月10日)	第6特定期間末 (平成22年11月10日)
※ 1 期首元本額	533,038,487円	414,957,783円
期中追加設定元本額	16,882,657円	4,153,326円
期中一部解約元本額	134,963,361円	51,159,687円
※ 2 特定期間末日における受益権の 総数	414,957,783口	367,951,422口
※ 3 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元 本総額を下回っており、その 差額は165,039,752円であり ます。	貸借対照表上の純資産額が元 本総額を下回っており、その 差額は150,463,085円であり ます。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第5特定期間 (自 平成21年11月11日 至 平成22年 5月10日)	第6特定期間 (自 平成22年 5月11日 至 平成22年11月10日)
※ 1 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託 するために要する費用 当ファンドの投資対象である親投資信託の運用指図に 係る権限を委託するために要する費用として、委託者 報酬から販売代行手数料を除いた額の27%を支払って おります。	※ 1 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託 するために要する費用 同左
※ 2 分配金の計算過程	※ 2 分配金の計算過程

（平成21年11月11日から平成21年12月10日までの計算期間）

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（721,054円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（837,694円）及び分配準備積立金（5,024,631円）より分配対象収益は6,583,379円（1万口当たり124円）であり、うち529,508円（1万口当たり10円、外国所得税6,438円控除前）を分配金額としております。

なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。

（平成21年12月11日から平成22年1月12日までの計算期間）

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（1,020,703円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（766,748円）及び分配準備積立金（4,668,459円）より分配対象収益は6,455,910円（1万口当たり135円）であり、うち474,742円（1万口当たり10円）を分配金額としております。

なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。

（平成22年5月11日から平成22年6月10日までの計算期間）

計算期間末における分配対象収益額7,450,355円（1万口当たり181円）のうち411,493円（1万口当たり10円）を分配金額としております。

なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益額及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。

A	費用控除後の配当等収益額	867,272円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	595,535円
D	分配準備積立金額	5,987,548円
E	当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D）	7,450,355円
F	当ファンドの期末残存受益権口数	411,493,108口
G	1万口当たり分配対象収益額（E/F×10,000）	181円
H	1万口当たり分配金額	10円
I	分配金額（F×H/10,000）	411,493円

（平成22年6月11日から平成22年7月12日までの計算期間）

計算期間末における分配対象収益額7,608,859円（1万口当たり190円）のうち399,324円（1万口当たり10円）を分配金額としております。

なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益額及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。

A	費用控除後の配当等収益額	777,384円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	589,679円
D	分配準備積立金額	6,241,796円
E	当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D）	7,608,859円
F	当ファンドの期末残存受益権口数	399,324,047口
G	1万口当たり分配対象収益額（E/F×10,000）	190円
H	1万口当たり分配金額	10円
I	分配金額（F×H/10,000）	399,324円

（平成22年1月13日から平成22年2月10日までの計算期間）

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（294,838円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（788,019円）及び分配準備積立金（5,069,466円）より分配対象収益は6,152,323円（1万口当たり132円）であり、うち464,716円（1万口当たり10円）を分配金額としております。

なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。

（平成22年2月11日から平成22年3月10日までの計算期間）

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（972,236円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（603,965円）及び分配準備積立金（4,882,227円）より分配対象収益は6,458,428円（1万口当たり144円）であり、うち448,196円（1万口当たり10円）を分配金額としております。

なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。

（平成22年7月13日から平成22年8月10日までの計算期間）

計算期間末における分配対象収益額7,696,148円（1万口当たり196円）のうち392,035円（1万口当たり10円）を分配金額としております。

なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益額及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。

A	費用控除後の配当等収益額	617,584円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	590,890円
D	分配準備積立金額	6,487,674円
E	当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D）	7,696,148円
F	当ファンドの期末残存受益権口数	392,035,972口
G	1万口当たり分配対象収益額（E/F×10,000）	196円
H	1万口当たり分配金額	10円
I	分配金額（F×H/10,000）	392,035円

（平成22年8月11日から平成22年9月10日までの計算期間）

計算期間末における分配対象収益額7,413,809円（1万口当たり196円）のうち377,719円（1万口当たり10円）を分配金額としております。

なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益額及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。

A	費用控除後の配当等収益額	375,673円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	581,692円
D	分配準備積立金額	6,456,444円
E	当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D）	7,413,809円
F	当ファンドの期末残存受益権口数	377,719,140口
G	1万口当たり分配対象収益額（E/F×10,000）	196円
H	1万口当たり分配金額	10円
I	分配金額（F×H/10,000）	377,719円

</

（金融商品に関する注記）

（追加情報）

第5特定期間 （自 平成21年11月11日 至 平成22年 5月10日）	第6特定期間 （自 平成22年 5月11日 至 平成22年11月10日）
---	---

当特定期間より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。	—
---	---

I.金融商品の状況に関する事項

項目	第5特定期間 （自 平成21年11月11日 至 平成22年 5月10日）	第6特定期間 （自 平成22年 5月11日 至 平成22年11月10日）
1. 金融商品に対する取組方針	信託約款に規定する「運用の基本方針」の定めに従い、有価証券及びデリバティブ取引等の金融商品を投資対象として運用を行っております。	同左

2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	保有する主な金融商品は、親投資信託受益証券であります。これらは売買目的で保有しております。 当ファンドは、親投資信託受益証券を通じて国債証券及び株式に投資を行っており、親投資信託受益証券が保有する主な金融商品は、国債証券及び株式であります。これらは売買目的で保有しております。 当該金融商品には、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等があります。 親投資信託受益証券の利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であり外貨建資産の購入代金、売却代金、配当金等の受取りまたは支払にかかる円貨額を確定させるために行っております。 一般的な為替予約取引に係る主要なリスクとして、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクがあります。親投資信託受益証券は、為替予約取引をスポットに限定しているため、価格変動リスクはきわめて小さいと認識しております。また、為替予約の相手先は社内ルールに従った金融機関に限定しているため、相手方の契約不履行に係る信用リスクはほとんどないと判断しております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスクマネジメント部が、当ファンドの主要投資対象である親投資信託受益証券のパフォーマンス状況及びマーケット動向等のモニタリングを行っております。また、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等の運用リスクを分析し、定期的に運用委員会に報告しております。 デリバティブ取引については、組織的な管理体制により、日々ポジション並びに評価金額及び評価損益の管理を行っております。	リスクマネジメント部が、当ファンドの主要投資対象である親投資信託受益証券のパフォーマンス状況及びマーケット動向等のモニタリングを行っております。また、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等の運用リスクを分析し、定期的にリスク委員会に報告しております。 デリバティブ取引については、組織的な管理体制により、日々ポジション並びに評価金額及び評価損益の管理を行っております。

4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左
----------------------------	--	----

II. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第5特定期間末 (平成22年 5月10日)	第6特定期間末 (平成22年11月10日)
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、期末の時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 時価の算定方法は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。また、有価証券に関する注記事項については、「(有価証券に関する注記)」に記載しております。 (3) デリバティブ取引 該当事項はありません。	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2) 有価証券 同左 (3) デリバティブ取引 同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第5特定期間末 (平成22年 5月10日)	第6特定期間末 (平成22年11月10日)
	当特定期間の損益に含まれた評価差額(円)	当特定期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	△21,927,518	1,811,805
合計	△21,927,518	1,811,805

(デリバティブ取引等に関する注記)

第5特定期間末（平成22年5月10日）

該当事項はありません。

第6特定期間末（平成22年11月10日）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第5特定期間（自 平成21年11月11日 至 平成22年5月10日）

該当事項はありません。

第6特定期間（自 平成22年5月11日 至 平成22年11月10日）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	第5特定期間末 （平成22年 5月10日）	第6特定期間末 （平成22年11月10日）
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	0.6023円 （6,023円）	0.5911円 （5,911円）

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	アムンディ・好金利先進国ソブリン・マザーファンド	135,920,785	107,187,131	
		アムンディ・グリーン好配当株式マザーファンド	205,501,534	107,641,703	
		小計	341,422,319	214,828,834	
		銘柄数 組入時価比率	2 98.8%	100.0%	
	親投資信託受益証券 合計			214,828,834	
合計				214,828,834	

(注)組入時価比率は、左より組入時価の純資産に対する比率及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考情報）

当ファンドは、「アムンディ・好金利先進国ソブリン・マザーファンド」及び「アムンディ・グリーン好

配当株式マザーファンド」の受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された

「親投資信託受益証券」は、同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は以下の通りです。

「アムンディ・好金利先進国ソブリン・マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

（１）貸借対照表

（単位：円）

		（平成22年 5月10日）		（平成22年11月10日）
資産の部				
流動資産				
預金		150,773,679		96,939,246
コール・ローン		56,101,248		9,769
国債証券		1,708,188,963		1,743,187,738
未収利息		36,013,641		43,658,606
前払費用		6,484,399		13,851,935
流動資産合計		1,957,561,930		1,897,647,294
資産合計		1,957,561,930		1,897,647,294
純資産の部				
元本等				
元本	※1,2	2,430,621,854	※1,2	2,406,307,768
剰余金				
期末剰余金又は期末欠損金（△）	※3	△473,059,924	※3	△508,660,474
元本等合計		1,957,561,930		1,897,647,294
純資産合計		1,957,561,930		1,897,647,294
負債純資産合計		1,957,561,930		1,897,647,294

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	（自 平成21年11月11日 至 平成22年 5月10日）	（自 平成22年 5月11日 至 平成22年11月10日）
1. 有価証券の評価基準及び 評価方法	国債証券 個別法に基づき、以下のとおり原則として、時価で評価しております。	国債証券 同左

	(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 原則として、金融商品取引所等における計算期間末日（本報告書開示対象ファンドの期末日をいいます。以下同じ）の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 原則として、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。	(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 同左 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 同左
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算期間末日（本報告書開示対象ファンドの期末日をいいます）の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。	外貨建取引等の処理基準 同左

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成22年 5月10日)	(平成22年11月10日)
※ 1 本報告書開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	2,486,538,194円	2,430,621,854円

同期中における追加設定元本額	2,478,008円	—円
同期中における一部解約元本額	58,394,348円	24,314,086円
同期末における元本の内訳 アムンディ・ソブリン・ファンド（適格機関投資家専用）	2,270,386,983円	2,270,386,983円
アムンディ・りそな世界グリーン・バランス・ファンド	160,234,871円	135,920,785円
合計	2,430,621,854円	2,406,307,768円
※2 本報告書開示対象ファンドの期末における受益権の総数	2,430,621,854口	2,406,307,768口
※3 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は473,059,924円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は508,660,474円であります。

（金融商品に関する注記）

（追加情報）

（自 平成21年11月11日 至 平成22年 5月10日）	（自 平成22年 5月11日 至 平成22年11月10日）
当期間（本報告書開示対象ファンドの当特定期間）より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。	—

I.金融商品の状況に関する事項

項目	（自 平成21年11月11日 至 平成22年 5月10日）	（自 平成22年 5月11日 至 平成22年11月10日）
1. 金融商品に対する取組方針	信託約款に規定する「運用の基本方針」の定めに従い、有価証券及びデリバティブ取引等の金融商品を投資対象として運用を行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドに投資する投資信託受益証券の「（3）注記表（金融商品に関する注記）I.金融商品の状況に関する事項」に記載しております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	同上	同左

4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	同上	同左
----------------------------	----	----

II. 金融商品の時価等に関する事項

項目	(平成22年 5月10日)	(平成22年11月10日)
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、期末の時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 時価の算定方法は、「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。また、有価証券に関する注記事項については、「（有価証券に関する注記）」に記載しております。 (3) デリバティブ取引 該当事項はありません。	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2) 有価証券 同左 (3) デリバティブ取引 同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	(平成22年 5月10日)	(平成22年11月10日)
	当期間の損益に含まれた評価差額(円)	当期間の損益に含まれた評価差額(円)
国債証券	△15,163,658	△20,608,232
合計	△15,163,658	△20,608,232

(注) 当期間とは、当ファンドの計算期間の開始日から本報告書開示対象ファンドの期末日までの期間（平成21年5月12日から平成22年5月10日及び平成22年5月11日から平成22年11月10日まで）を指しております。

(デリバティブ取引等に関する注記)

(平成22年5月10日)

該当事項はありません。

(平成22年11月10日)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

(自 平成21年11月11日 至 平成22年5月10日)

該当事項はありません。

（自 平成22年5月11日 至 平成22年11月10日）

該当事項はありません。

（１口当たり情報に関する注記）

	（平成22年 5月10日）	（平成22年11月10日）
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	0.8054円 （8,054円）	0.7886円 （7,886円）

（３）附属明細表

第１ 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	額面	評価額	備考
国債証券	ユーロ	RAGB 5 07/15/12	800,000	851,193.60	
		RAGB 5.25 01/04/11	2,500,000	2,516,600.00	
		小計	3,300,000	3,367,793.60	
		銘柄数 組入時価比率	2 20.0%	(378,977,813) 21.7%	
	ノルウェークローネ	NGB 6 05/16/11	7,600,000	7,748,656.00	
		NGB 6.5 05/15/13	5,300,000	5,848,793.80	
		小計	12,900,000	13,597,449.80	
		銘柄数 組入時価比率	2 10.0%	(189,820,399) 10.9%	
	デンマーククローネ	DGB 4 11/15/12	10,000,000	10,558,621.00	
		DGB 6 11/15/11	13,000,000	13,662,686.70	
		小計	23,000,000	24,221,307.70	
		銘柄数 組入時価比率	2 19.3%	(365,741,746) 21.0%	
	オーストラリアドル	ACGB 6.25 06/15/14	2,000,000	2,073,280.00	
		ACGB 6.5 05/15/13	3,200,000	3,307,904.00	
		小計	5,200,000	5,381,184.00	
		銘柄数 組入時価比率	2 23.3%	(442,279,512) 25.4%	
	ニュージーランドドル	NZGB 6 11/15/11	4,000,000	4,093,000.00	
NZGB 6.5 04/15/13		1,600,000	1,684,768.00		
小計		5,600,000	5,777,768.00		
銘柄数 組入時価比率		2 19.3%	(366,368,268) 21.0%		
国債証券 合計				1,743,187,738 (1,743,187,738)	
合計				1,743,187,738 (1,743,187,738)	

（有価証券明細表注記）

1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額であり、内数で表示しております。
3. 組入時価比率は、左より組入時価の純資産に対する比率及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

「アムンディ・グリーン好配当株式マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

（1）貸借対照表

（単位：円）

		（平成22年 5月10日）		（平成22年11月10日）
資産の部				
流動資産				
預金		244,146		3,641,922
コール・ローン		264,358		65,592
株式		116,515,341		106,871,347
未収配当金		486,517		235,768
流動資産合計		117,510,362		110,814,629
資産合計		117,510,362		110,814,629
負債の部				
流動負債				
未払金		—		3,168,460
流動負債合計		—		3,168,460
負債合計		—		3,168,460
純資産の部				
元本等				
元本	※1,2	229,586,531	※1,2	205,501,534
剰余金				
期末剰余金又は期末欠損金（△）	※3	△112,076,169	※3	△97,855,365
元本等合計		117,510,362		107,646,169
純資産合計		117,510,362		107,646,169
負債純資産合計		117,510,362		110,814,629

（2）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	（自 平成21年11月11日 至 平成22年 5月10日）	（自 平成22年 5月11日 至 平成22年11月10日）
1. 有価証券の評価基準及び 評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として 時価で評価しております。時価評 価にあたっては、金融商品取引所 等における最終相場（最終相場の ないものについては、それに準ず る価額）、または金融商品取引業 者から提示される気配相場に基づ いて評価しております。	株式 同左

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算期間末日（本報告書開示対象ファンドの期末日をいいます）の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。	為替予約取引 同左
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、株式の権利落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、いまだ確定していない場合には、入金時に計上しております。	受取配当金 同左
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。	外貨建取引等の処理基準 同左

（貸借対照表に関する注記）

項目	（平成22年 5月10日）	（平成22年11月10日）
※1 本報告書開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	311,132,980円	229,586,531円
同期中における追加設定元本額	—円	—円
同期中における一部解約元本額	81,546,449円	24,084,997円
同期末における元本の内訳		
アムンディ・りそな世界グリーン・バランス・ファンド	229,586,531円	205,501,534円
合計	229,586,531円	205,501,534円
※2 本報告書開示対象ファンドの期末における受益権の総数	229,586,531口	205,501,534口
※3 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は112,076,169円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は97,855,365円であります。

（金融商品に関する注記）

（追加情報）

（自 平成21年11月11日 至 平成22年 5月10日）	（自 平成22年 5月11日 至 平成22年11月10日）
当期間（本報告書開示対象ファンドの当特定期間）より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。	—

I. 金融商品の状況に関する事項

項目	（自 平成21年11月11日 至 平成22年 5月10日）	（自 平成22年 5月11日 至 平成22年11月10日）
1. 金融商品に対する取組方針	信託約款に規定する「運用の基本方針」の定めに従い、有価証券及びデリバティブ取引等の金融商品を投資対象として運用を行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドに投資する投資信託受益証券の「（3）注記表（金融商品に関する注記）I.金融商品の状況に関する事項」に記載しております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	同上	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	同上	同左

II. 金融商品の時価等に関する事項

項目	（平成22年 5月10日）	（平成22年11月10日）
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、期末の時価で計上しているためその差額はありません。	同左

2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 時価の算定方法は、「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。また、有価証券に関する注記事項については、「（有価証券に関する注記）」に記載しております。 (3) デリバティブ取引 該当事項はありません。	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2) 有価証券 同左 (3) デリバティブ取引 同左
--	---	---

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	(平成22年 5月10日)	(平成22年11月10日)
	当期間の損益に 含まれた評価差額(円)	当期間の損益に 含まれた評価差額(円)
株式	5,816,535	8,915,275
合計	5,816,535	8,915,275

（注）当期間とは、当ファンドの計算期間の開始日から本報告書開示対象ファンドの期末日までの期間（平成21年5月12日から平成22年5月10日及び平成22年5月11日から平成22年11月10日まで）を指しております。

（デリバティブ取引等に関する注記）

（平成22年5月10日）

該当事項はありません。

（平成22年11月10日）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

（自 平成21年11月11日 至 平成22年5月10日）

該当事項はありません。

（自 平成22年5月11日 至 平成22年11月10日）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	(平成22年 5月10日)	(平成22年11月10日)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.5118円 (5,118円)	0.5238円 (5,238円)

（3）附属明細表

第1 有価証券明細表

① 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル	CHEVRON	600	83.56	50,136.00	
	CONOCOPHILLIPS	300	62.03	18,609.00	
	SPECTRA ENERGY CORP	100	24.42	2,442.00	
	DU PONT E I DE NEMOURS	300	47.61	14,283.00	
	MEADWESTVACO	100	26.06	2,606.00	
	PITNEY-BOWES	200	23.35	4,670.00	
	WASTE MAN.	200	35.15	7,030.00	
	MATTEL	200	23.64	4,728.00	
	YUM! BRANDS	100	50.66	5,066.00	
	SYSCO	400	28.79	11,516.00	
	COCA COLA	600	62.64	37,584.00	
	HEINZ HJ	300	48.56	14,568.00	
	KRAFT FOODS	650	30.62	19,903.00	
	KIMBERLY-CLARK	200	62.16	12,432.00	
	ABBOTT LABS.	500	50.05	25,025.00	
	BRISTOL MYERS SQUIBB	700	26.25	18,375.00	
	MERCK & CO. INC	700	35.05	24,535.00	
	PFIZER	1,710	16.99	29,052.90	
	HUDSON CITY BANC.	500	11.63	5,815.00	
	NY.CMTY.BANC.	400	16.93	6,772.00	
	MARSH & MCLENNAN	300	25.15	7,545.00	
	AT&T	1,658	29.18	48,380.44	
	VERIZON COMMS.	500	33.01	16,505.00	
	CONSOLIDATED EDISON	200	50.61	10,122.00	
	DOMINION RES.	100	43.07	4,307.00	
	EXELON	400	41.55	16,620.00	
	PG & E	400	47.56	19,024.00	
	PROGRESS ENERGY	100	44.74	4,474.00	
	PUB.SER.ENTER.GP.	200	32.46	6,492.00	
	小計	銘柄数	29	448,617.34 (36,687,926)	
		組入時価比率	34.1%	34.3%	
カナダドル	ENBRIDGE INC	200	56.37	11,274.00	
	TRANSCANADA CORP	400	37.29	14,916.00	
	TIM HORTONS INC	300	39.08	11,724.00	
	THOMSON REUTERS CORP	200	37.88	7,576.00	
	BANK OF MONTREAL QUE.	300	59.37	17,811.00	
	CAN IMPERIAL BK OF COMMERCE	100	77.62	7,762.00	
	ROYAL BANK OF CANADA	300	54.40	16,320.00	
	TORONTO-DOMINION BANK	100	73.65	7,365.00	
	TMX GROUP INC	100	35.22	3,522.00	
	POWER FINANCIAL CORP	100	31.18	3,118.00	
	BROOKFIELD PROPERTIES CORP	200	18.12	3,624.00	
	小計	銘柄数	11	105,012.00 (8,531,174)	
		組入時価比率	7.9%	8.0%	

ユーロ	FUGRO NV	30	53.55	1,606.50	
	REPSOL YPF	350	20.11	7,038.50	
	TOTAL SA	515	41.12	21,179.37	
	BASF SE	295	57.41	16,935.95	
	ACS ACTIV.CONSTR.Y SERV.	65	37.00	2,405.00	
	BOUYGUES	92	33.11	3,046.58	
	SCHNEIDER ELTE.	99	105.00	10,395.00	
	VALLOUREC	21	80.45	1,689.45	
	WARTSILA	48	53.35	2,560.80	
	ACCOR	103	31.92	3,287.76	
	LAGARDERE GROUPE	76	31.10	2,363.98	
	VIVENDI SA	152	20.76	3,155.52	
	WOLTERS KLUWER	110	15.95	1,754.50	
	CARREFOUR	59	38.00	2,242.00	
	SANOFI-AVENTIS	299	51.19	15,305.81	
	BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTARIA SA - RTS	923	0.32	297.20	
	BBV ARGENTARIA	923	8.37	7,728.27	
	ALLIANZ SE	136	92.46	12,574.56	
	MUNCH.RUCK.REGD.	56	113.30	6,344.80	
	SAMPO 'A'	180	20.35	3,663.00	
	INDRA SISTEMAS	140	13.75	1,925.00	
	NOKIA	920	7.78	7,157.60	
	FRANCE TELECOM	470	17.23	8,098.10	
	KPN KON	480	11.95	5,736.00	
	TELEFONICA	1,003	18.54	18,600.63	
	TELEKOM AUSTRIA	220	11.33	2,493.70	
	ACCIONA	14	60.00	840.00	
	E ON	259	22.18	5,744.62	
	ENAGAS	90	15.26	1,373.85	
	ENEL	2,810	4.09	11,513.97	
	ENERGIAS DE PORTUGAL	830	2.54	2,113.18	
	FORTUM CORP.	150	20.30	3,045.00	
	GDF SUEZ	310	28.87	8,949.70	
	IBERDROLA	1,840	5.93	10,922.24	
	RWE	171	50.44	8,625.24	
	VERBUND AG	65	27.80	1,807.00	
	小計	銘柄数	36	224,520.38 (25,265,278)	
		組入時価比率	23.5%	23.6%	
英ポンド	ROYAL DUTCH SHELL A(LSE)	834	20.63	17,205.42	
	ROYAL DUTCH SHELL B	690	20.22	13,955.25	
	ROLLS-ROYCE GROUP	970	6.06	5,883.05	
	ROLLS-ROYCE GROUP-C SHR ENT	37,120	—	37.12	
	SMITHS GROUP	230	12.02	2,764.60	
	FIRST GROUP	610	4.03	2,460.13	
	PEARSON PLC	690	9.72	6,710.25	
	MARKS & SPENCER GROUP	720	4.06	2,923.20	
	SAINSBURY (J)	710	3.77	2,678.12	
	BRITISH AMERICAN TOBACCO	470	24.33	11,437.45	
	DIAGEO	670	11.55	7,738.50	
	IMPERIAL TOBACCO GP.	274	20.30	5,562.20	

	ASTRAZENECA	426	30.93	13,176.18	
	GLAXOSMITHKLINE	898	12.35	11,094.79	
	BARCLAYS	660	2.97	1,960.20	
	STANDARD CHARTERED PLC	385	19.13	7,366.97	
	LONDON STOCK EXCHANGE GROUP	270	7.50	2,026.35	
	MAN GROUP PLC	920	2.99	2,757.24	
	SCHRODERS	210	16.67	3,500.70	
	CABLE & WIRELESS COMMUNICATIONS PLC	679	0.51	352.74	
	CABLE & WIRELESS WORLDWIDE	1,904	0.71	1,351.84	
	VODAFONE GROUP PLC	11,180	1.74	19,453.20	
	CENTRICA	500	3.34	1,671.50	
	NATIONAL GRID	623	5.75	3,585.36	
小計	銘柄数	24		147,652.36 (19,343,935)	
	組入時価比率	18.0%		18.1%	
スイスフラン	SCHINDLER HOLDING AG-REG	19	112.30	2,133.70	
	NOVARTIS 'R'	496	55.35	27,453.60	
	ROCHE HOLDINGS GSH.	115	142.50	16,387.50	
	BALOISE HOLDING AG	41	93.20	3,821.20	
	ZURICH FINANCIAL SERVICE AG	47	233.30	10,965.10	
	SWISSCOM 'R'	11	419.70	4,616.70	
小計	銘柄数	6		65,377.80 (5,519,193)	
	組入時価比率	5.1%		5.2%	
スウェーデンクローナ	SCA 'B'	180	103.30	18,594.00	
	ATLAS COPCO 'A'	370	147.90	54,723.00	
	HENNES & MAURITZ 'B'	292	232.30	67,831.60	
	KINNEVIK INVESTMENT AB	240	139.40	33,456.00	
	TELIASONERA	700	56.45	39,515.00	
小計	銘柄数	5		214,119.60 (2,588,705)	
	組入時価比率	2.4%		2.4%	
オーストラリアドル	AUS.AND NZ.BANKING GP.	420	23.75	9,975.00	
	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA	433	48.25	20,892.25	
	NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD	385	25.85	9,952.25	
	WESTPAC BANKING	877	22.15	19,425.55	
	TELSTRA CORP LTD	4,100	2.65	10,865.00	
	AGL ENERGY LTD	220	15.90	3,498.00	
小計	銘柄数	6		74,608.05 (6,132,035)	
	組入時価比率	5.7%		5.7%	
ニュージーランドドル	FLETCHER BUILDING	530	8.15	4,319.50	
小計	銘柄数	1		4,319.50 (273,899)	
	組入時価比率	0.3%		0.3%	
香港ドル	HUTCHISON WHAMPOA	1,000	83.45	83,450.00	
小計	銘柄数	1		83,450.00 (880,397)	
	組入時価比率	0.8%		0.8%	

シンガポールドル	KEPPEL	1,000	10.78	10,780.00	
	SEMBCORP INDUSTRIES	2,000	4.91	9,820.00	
	GOLDEN AGRI-RESOURCES LTD	7,000	0.77	5,390.00	
	小計	銘柄数	3	25,990.00 (1,648,805)	
		組入時価比率	1.5%	1.5%	
合計				106,871,347 (106,871,347)	

② 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

（有価証券明細表注記）

1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額であり、内数で表示しております。
3. 組入時価比率は、左より組入時価の純資産に対する比率及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成22年12月末日現在

I 資産総額	188,828,398円
II 負債総額	301,467円
III 純資産総額（I－II）	188,526,931円
IV 発行済口数	323,071,764口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.5835円
（1万口当たり純資産額）	（5,835円）

<参考情報>

「アムンディ・グリーン好配当株式マザーファンド」

平成22年12月末日現在

I 資産総額	92,288,906円
II 負債総額	－円
III 純資産総額（I－II）	92,288,906円
IV 発行済口数	176,498,796口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.5229円
（1万口当たり純資産額）	（5,229円）

「アムンディ・好金利先進国ソブリン・マザーファンド」

平成22年12月末日現在

I 資産総額	1,852,957,758円
II 負債総額	－円

Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	1,852,957,758円
Ⅳ 発行済口数	2,386,758,859口
Ⅴ 1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.7763円
（1万口当たり純資産額）	（7,763円）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換等

ファンドの振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者名簿

作成いたしません。

(3) 受益者等に対する特典

該当するものではありません。

(4) 受益権の譲渡制限の内容

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。記名式の受益証券の所持人は、委託会社の定める手続によって名義書換を委託会社に請求することができます。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③委託会社は、上記①の振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

(8) 質権口記載又は記録の受益権の取扱について

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払、一部解約の実行の請求の受付、一部解約代金及び償還金の支払等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

本書提出日現在	資本金の額	12億円
	発行株式総数	9,000,000株
	発行済株式総数	2,400,000株

直近5年間における資本金の額の増減はありません。

(2) 委託会社の概況

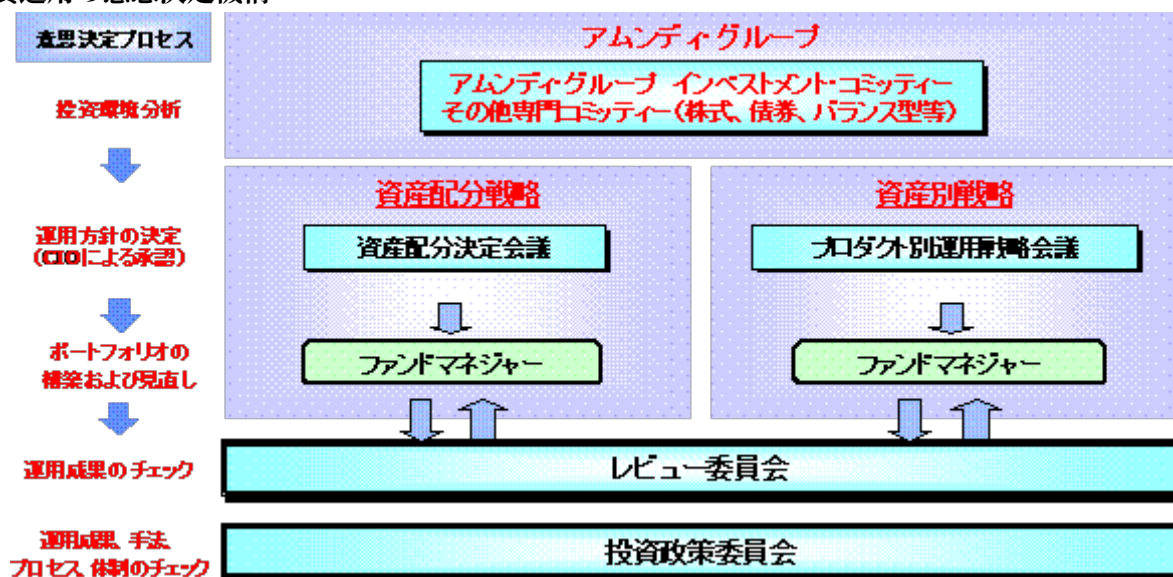
①委託会社の意思決定機構

当社業務執行の最高機関としてある取締役会は3名以上の取締役で構成されます。

取締役会はその決議をもって、取締役中より代表取締役を選任します。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役会の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

②投資運用の意思決定機構



- ・アムンディ・グループで開催される投資に関する様々なコミッティーで、グループの株式・債券見直し、および運用戦略を決定します。
- ・アムンディ・グループで決定した戦略を取り込み、弊社が開催する資産配分決定会議、プロダクト別運用戦略会議において、資産配分、プロダクト別の投資戦略を協議し、決定します。
- ・決定事項にしたがい、ファンドマネジャーは資産配分やポートフォリオの構築・見直しを行います。
- ・月次で開催されるレビュー委員会において、資産配分戦略、各プロダクトにおける運用評価の結果を運用関係者にフィードバックします。また必要に応じて開催する投資政策委員会では、運用プロダクトの質について検証します。
- ・資産配分戦略、ならびにプロダクト別運用戦略にかかる諸会議を定期的に開催します。また投資環境急変時には臨時会合を召集します。

上記の意思決定機構等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

① 事業の内容

委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務の一部及び投資助言・代理業務を行っています。

② 営業の概況

平成22年12月末日現在、委託会社の運用する投資信託の本数、純資産額の合計額は以下の通りです。

種 類	本 数	純 資 産 (百 万 円)
単位型株式投資信託	130	389,372
単位型公社債投資信託	3	3,839
追加型株式投資信託	125	1,196,339
追加型公社債投資信託	1	20,018
合 計	259	1,609,568

3【委託会社等の経理状況】

- (1) 委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社（以下「当社」という）の財務諸表は、第28期事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて、第29期事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）については、改正後の財務諸表等規則並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。）第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づき作成しております。

- (2) 財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を四捨五入して記載しております。

- (3) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第28期事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）の財務諸表について、監査法人トーマツによる監査を受けており、第29期事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）の財務諸表については有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

なお、監査法人トーマツは、監査法人の種類の変更により、平成21年7月1日をもって有限責任監査法人トーマツとなっております。

また、第30期事業年度に係る中間会計期間（自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、あらた監査法人による中間監査を受けております。

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社は、平成22年7月1日をもって、クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社と合併し、商号をアムンディ・ジャパン株式会社に変更しました。

当社の財務諸表に引き続き、合併消滅会社であるクレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社の第24期事業年度及び第25期事業年度の財務諸表を参考情報として添付しております。

(1)【貸借対照表】

科 目	期 別	第28期 (平成21年3月31日現在)			第29期 (平成22年3月31日現在)		
		金 額		構成比	金 額		構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
(資産の部)							
I 流動資産							
1	現金・預金		3,156,430			3,573,505	
2	有価証券		304,050			1,304,815	
3	関係会社短期貸付金	*1	-			850,000	
4	前払費用		73,159			46,715	
5	未収還付法人税等		220,066			-	
6	未収入金		21,409			-	
7	未収委託者報酬	*1	361,039			806,446	
8	未収運用受託報酬	*1	520,720			739,788	
9	未収投資助言報酬	*1	32,635			50,560	
10	繰延税金資産		48,000			-	
11	立替金		18,097			37,211	
12	差入保証金		-			219,207	
13	その他	*1	5,088			8,268	
14	貸倒引当金		△4			-	
	流動資産計		4,760,688	69.2		7,636,513	93.3
II 固定資産							
1	有形固定資産						
(1)	建物	*2	97,726			2,185	
(2)	器具備品	*2	132,384			52,785	
	有形固定資産計		230,109	3.3		54,969	0.7
2	無形固定資産						
(1)	ソフトウェア		13,317			11,690	
(2)	電話加入権		2,219			2,219	
	無形固定資産計		15,536	0.2		13,909	0.2
3	投資その他の資産						
(1)	投資有価証券		618,262			312,532	
(2)	関係会社株式		168,117			162,693	
(3)	関係会社長期貸付金	*1	850,000			-	
(4)	長期未収入金		9,000			8,000	
(5)	長期差入保証金		230,137			4,930	
(6)	ゴルフ会員権		5,440			60	
(7)	繰延税金資産		1,000			-	
(8)	貸倒引当金		△12,640			△8,000	
	投資その他の資産計		1,869,316	27.2		480,216	5.9
	固定資産計		2,114,962	30.8		549,094	6.7
	資産合計		6,875,650	100.0		8,185,607	100.0

期 別 科 目	第28期 (平成21年3月31日現在)			第29期 (平成22年3月31日現在)		
	金 額		構成比	金 額		構成比
	千円	千円	%	千円	千円	%
(負債の部)						
I 流動負債						
1 リース債務		11,731			6,242	
2 預り金 *1		180,159			128,289	
3 未払金						
(1)未払償還金	14,564			14,564		
(2)未払手数料 *1	219,436			445,389		
(3)その他未払金 *1	23,057	257,057		359,883	819,836	
4 未払費用 *1		161,982			190,445	
5 未払法人税等		-			224,022	
6 未払消費税等		9,336			42,047	
7 前受収益		167			167	
8 賞与引当金		87,177			65,000	
9 役員賞与引当金		15,578			18,000	
10 統合関連費用引当金		-			368,000	
11 その他		7,387			7,568	
流動負債計		730,574	10.6		1,869,617	22.8
II 固定負債						
1 リース債務		9,733			3,532	
2 賞与引当金		3,293			-	
3 役員賞与引当金		3,417			-	
固定負債計		16,444	0.2		3,532	0.0
負債合計		747,018	10.9		1,873,149	22.9
(純資産の部)						
I 株主資本						
1 資本金		1,200,000	17.5		1,200,000	14.7
2 資本剰余金						
(1)資本準備金	1,076,268			1,076,268		
資本剰余金計		1,076,268	15.7		1,076,268	13.1
3 利益剰余金						
(1)利益準備金	110,093			110,093		
(2)その他利益剰余金						
別途積立金	1,600,000			1,600,000		
繰越利益剰余金	2,143,031			2,327,410		
利益剰余金計		3,853,124	56.0		4,037,503	49.3
株主資本計		6,129,392	89.1		6,313,771	77.1
II 評価・換算差額等						
1 その他有価証券評価差額金		△761	△0.0		△1,313	△0.0
評価・換算差額等計		△761	△0.0		△1,313	△0.0
純資産合計		6,128,631	89.1		6,312,459	77.1
負債・純資産合計		6,875,650	100.0		8,185,607	100.0

(2) 【損益計算書】

期 別 科 目	第28期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)			第29期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)		
	金 額		百分比	金 額		百分比
	千円	千円	%	千円	千円	%
I 営業収益						
1 委託者報酬	2,690,051			2,824,507		
2 運用受託報酬	2,180,523			2,081,219		
3 投資助言報酬	235,867	5,106,441	100.0	116,617	5,022,343	100.0
II 営業費用						
1 支払手数料	1,343,455			1,435,977		
2 広告宣伝費	37,759			12,553		
3 公告費	5,544			3,942		
4 調査費						
(1)調査費	376,693			399,056		
(2)委託調査費	174,969			116,736		
5 営業雑経費						
(1)通信費	10,684			8,381		
(2)印刷費	104,833			75,346		
(3)協会費	8,675	2,062,613	40.4	8,142	2,060,134	41.0
III 一般管理費						
1 給料						
(1)役員報酬	131,505			109,283		
(2)給料・手当	1,598,540			1,542,436		
(3)賞与	210,561			159,280		
(4)役員賞与	1,100			6,216		
2 交際費	5,715			4,724		
3 旅費交通費	56,113			27,346		
4 租税公課	27,672			39,820		
5 不動産賃借料	219,017			241,861		
6 賞与引当金繰入	82,633			65,000		
7 役員賞与引当金繰入	12,161			14,764		
8 退職給付費用	45,921			71,285		
9 固定資産減価償却費	37,872			35,169		
10 福利厚生費	236,020			233,485		
11 諸経費	160,828	2,825,660	55.3	113,206	2,663,874	53.0
営業利益		218,168	4.3		298,335	5.9
IV 営業外収益						
1 受取配当金 *1	30			1,001,109		
2 有価証券利息	19,324			14,705		
3 受取利息 *1	14,801			18,095		
4 ゴルフ会員権売却益	107			-		
5 有価証券売却益	-			374		
6 投資信託監査報酬差益	28,560			292		

7	法人税等還付加算金	-			6,464		
8	雑収入	2,378	65,199	1.3	6,277	1,047,316	20.9
V 営業外費用							
1	支払利息	53			43		
2	為替差損	36,422			7,892		
3	有価証券売却損	4,839			5,730		
4	ゴルフ会員権売却損	271			-		
5	雑損失	52	41,637	0.8	698	14,362	0.3
	経常利益		241,731	4.7		1,331,288	26.5
VI 特別利益							
1	集団訴訟和解金 *2	4,592			6,809		
2	逸失利益補償損失引当金戻入益	17,932			-		
3	過年度償却債権取立益	5,169			-		
4	投資有価証券売却益	-			2,794		
5	分配金償還金時効益	7,729	35,422	0.7	-	9,603	0.2
VII 特別損失							
1	器具備品除却損	26			-		
2	関係会社株式評価損 *3	-			5,424		
3	減損損失 *4	-			155,202		
4	統合関連費用引当金繰入	-	26	0.0	368,000	528,626	10.5
	税引前当期純利益		277,127	5.4		812,266	16.2
	法人税、住民税及び事業税 *1	20,953			574,992		
	法人税、住民税及び事業税還付税額	52,965			-		
	法人税、住民税及び事業税追徴税額	2,314			-		
	過年度法人税等	-			4,417		
	法人税等調整額	88,885	59,187	1.2	48,478	627,887	12.5
	当期純利益		217,940	4.3		184,379	3.7

(3)【株主資本等変動計算書】

第28期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）（単位：千円）

株主資本		
資本金	前期末残高	1,200,000
	当期末残高	1,200,000
資本剰余金		
資本準備金	前期末残高	1,076,268
	当期末残高	1,076,268
資本剰余金合計	前期末残高	1,076,268
	当期末残高	1,076,268
利益剰余金		
利益準備金	前期末残高	110,093
	当期末残高	110,093
その他利益剰余金		
別途積立金	前期末残高	1,600,000
	当期末残高	1,600,000
繰越利益剰余金	前期末残高	1,925,091
	当期変動額 当期純利益	217,940
	当期末残高	2,143,031
利益剰余金合計	前期末残高	3,635,184
	当期変動額	217,940
	当期末残高	3,853,124
株主資本合計	前期末残高	5,911,452
	当期変動額	217,940
	当期末残高	6,129,392
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	前期末残高	1,987
	当期変動額（純額）	△2,747
	当期末残高	△761
純資産合計	前期末残高	5,913,439
	当期変動額	215,193
	当期末残高	6,128,631

第29期（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）（単位：千円）

株主資本		
資本金	前期末残高	1,200,000
	当期末残高	1,200,000
資本剰余金		
資本準備金	前期末残高	1,076,268
	当期末残高	1,076,268
資本剰余金合計	前期末残高	1,076,268
	当期末残高	1,076,268
利益剰余金		
利益準備金	前期末残高	110,093
	当期末残高	110,093
その他利益剰余金		
別途積立金	前期末残高	1,600,000
	当期末残高	1,600,000
繰越利益剰余金	前期末残高	2,143,031
	当期変動額 当期純利益	184,379
	当期末残高	2,327,410
利益剰余金合計	前期末残高	3,853,124
	当期変動額	184,379
	当期末残高	4,037,503
株主資本合計	前期末残高	6,129,392
	当期変動額	184,379
	当期末残高	6,313,771
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	前期末残高	△761
	当期変動額（純額）	△552
	当期末残高	△1,313
純資産合計	前期末残高	6,128,631
	当期変動額	183,827
	当期末残高	6,312,459

重要な会計方針

	第28期 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31 日)	第29期 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31 日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。 その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。	(1) 有価証券 子会社株式 同 左 その他有価証券 時価のあるもの 同 左 時価のないもの 同 左
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定額法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 15年～24年 器具備品 4年～20年 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 同 左 (2) 無形固定資産 同 左 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 同 左
3. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金	(1) 貸倒引当金

	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。 なお、ある条件を満たしたものに対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。 (3) 役員賞与引当金 役員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。 なお、ある条件を満たしたものに対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該役員賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。 _____	同 左 (2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。 _____ (3) 役員賞与引当金 役員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。 _____ (4) 統合関連費用引当金 将来のクレディ・アグリコルアセットマネジメント株式会社との合併及び事務所移転等に備えるため、将来発生すると認められる統合関連費用を合理的に見積もり計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。 _____	(1) 消費税等 同 左 (2) 連結納税制度の適用 当事業年度から、S G A M ノースパシフィック株式会社を連結納税親会社とする連結納税制度を適用しております。

会計方針の変更

第28期 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31 日)	第29期 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31 日)
---	---

当事業年度から平成19年3月30日改正の「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第13号）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第16号）を適用しております。 なお、これによる営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。	_____
--	--------------

[次へ](#)

注記事項

（貸借対照表関係）

第28期 (平成21年3月31日現在)	第29期 (平成22年3月31日現在)																																		
*1. 各科目に含まれる関係会社に対するものは以下のとおりであります。 <table> <tr> <td>未収委託者報酬</td><td>45,346千円</td></tr> <tr> <td>未収運用受託報酬</td><td>33,616千円</td></tr> <tr> <td>未収投資助言報酬</td><td>11,812千円</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>3,636千円</td></tr> <tr> <td>関係会社長期貸付金</td><td>850,000千円</td></tr> <tr> <td>預り金</td><td>898千円</td></tr> <tr> <td>未払手数料</td><td>7,579千円</td></tr> <tr> <td>その他未払金</td><td>5,254千円</td></tr> <tr> <td>未払費用</td><td>11,248千円</td></tr> </table>	未収委託者報酬	45,346千円	未収運用受託報酬	33,616千円	未収投資助言報酬	11,812千円	その他	3,636千円	関係会社長期貸付金	850,000千円	預り金	898千円	未払手数料	7,579千円	その他未払金	5,254千円	未払費用	11,248千円	*1. 各科目に含まれる関係会社に対するものは以下のとおりであります。 <table> <tr> <td>未収運用受託報酬</td><td>11,412千円</td></tr> <tr> <td>未収投資助言報酬</td><td>949千円</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>3,636千円</td></tr> <tr> <td>関係会社短期貸付金</td><td>850,000千円</td></tr> <tr> <td>預り金</td><td>898千円</td></tr> <tr> <td>未払手数料</td><td>16,782千円</td></tr> <tr> <td>未払費用</td><td>10,849千円</td></tr> <tr> <td>その他未払金</td><td>352,967千円</td></tr> </table> その他未払金は連結法人税額のうち、当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支出すべき金額であります。	未収運用受託報酬	11,412千円	未収投資助言報酬	949千円	その他	3,636千円	関係会社短期貸付金	850,000千円	預り金	898千円	未払手数料	16,782千円	未払費用	10,849千円	その他未払金	352,967千円
未収委託者報酬	45,346千円																																		
未収運用受託報酬	33,616千円																																		
未収投資助言報酬	11,812千円																																		
その他	3,636千円																																		
関係会社長期貸付金	850,000千円																																		
預り金	898千円																																		
未払手数料	7,579千円																																		
その他未払金	5,254千円																																		
未払費用	11,248千円																																		
未収運用受託報酬	11,412千円																																		
未収投資助言報酬	949千円																																		
その他	3,636千円																																		
関係会社短期貸付金	850,000千円																																		
預り金	898千円																																		
未払手数料	16,782千円																																		
未払費用	10,849千円																																		
その他未払金	352,967千円																																		
*2. 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。 <table> <tr> <td>建物</td><td>66,636千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>57,790千円</td></tr> </table>	建物	66,636千円	器具備品	57,790千円	*2. 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。 <table> <tr> <td>建物</td><td>75,375千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>71,847千円</td></tr> </table>	建物	75,375千円	器具備品	71,847千円																										
建物	66,636千円																																		
器具備品	57,790千円																																		
建物	75,375千円																																		
器具備品	71,847千円																																		
3. 金融機関に25,000千円の支払保証を委託しており、保証が実行された場合には、当社に同額の求償債務が生じることになります。	――																																		

（損益計算書関係）

第28期 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31 日)	第29期 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31 日)								
*1. 各科目に含まれている関係会社に対するものは、以下のとおりであります。 <table> <tr> <td>受取利息</td><td>14,758千円</td></tr> </table>	受取利息	14,758千円	*1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、以下のとおりであります。 <table> <tr> <td>受取利息</td><td>14,758千円</td></tr> <tr> <td>受取配当金</td><td>1,001,079千円</td></tr> <tr> <td>法人税、住民税及び事業税</td><td>360,805千円</td></tr> </table> 法人税、住民税及び事業税は、連結法人税額のうち、当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支出すべき金額であります。	受取利息	14,758千円	受取配当金	1,001,079千円	法人税、住民税及び事業税	360,805千円
受取利息	14,758千円								
受取利息	14,758千円								
受取配当金	1,001,079千円								
法人税、住民税及び事業税	360,805千円								
*2. 特別利益に含まれる集団訴訟和解金 集団訴訟和解金は、すでに償還済みのSGY外国株式マザーファンドで投資しておりました企業に関する集団訴訟が和解し、当該和解金を受領したものであります。	*2 特別利益に含まれる集団訴訟和解金 集団訴訟和解金は、すでに償還済みの複数のファンドで投資しておりました企業に関する集団訴訟が和解し、当該和解金を受領したものであります。								
	*3 特別損失に含まれる関係会社株式評価損								

	関係会社株式評価損は、当社の100%子会社であるデラウェア社について実質価額まで減損処理したものであります。															
	*4 特別損失に含まれる減損損失 当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上いたしました。 <table><tr><th>場所</th><th>用途</th><th>種類</th></tr><tr><td rowspan="2">本社</td><td rowspan="2">処分予定資産</td><td>器具備品（絵画）</td></tr><tr><td>建 物</td></tr></table> 当社は、資産運用会社であり、基本的に全資産が一体となってキャッシュフローを生み出す単位として取り扱っております。 今般、クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社との合併のために本社を移転することとなり、当初の予定より早期に資産を除却又は売却することが予定され、当該将来の使用が見込まれないものについては処分予定資産としてグルーピングを行っております。 器具備品（絵画）は従来より、会議室、エントランスホール等に装飾用として展示されておりましたが、将来において予定される移転に伴い展示場所の確保が困難となったため、売却を検討しております。その一環として鑑定業者4社に鑑定を依頼し、その結果、上記絵画の時価が著しく下落していることが判明したため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。当該回収可能価額は正味売却価額により測定しており、上記器具備品（絵画）については4社の鑑定評価額のうち最も低い評価額により評価しております。 建物については、処分予定時における残存帳簿価額の金額を期末帳簿価額から直接減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。 <table><tr><th colspan="2">（減損損失の金額）</th></tr><tr><td>建物</td><td>86,802千円</td></tr><tr><td>器具備品（絵画）</td><td>68,399千円</td></tr><tr><td>合計</td><td>155,202千円</td></tr></table>	場所	用途	種類	本社	処分予定資産	器具備品（絵画）	建 物	（減損損失の金額）		建物	86,802千円	器具備品（絵画）	68,399千円	合計	155,202千円
場所	用途	種類														
本社	処分予定資産	器具備品（絵画）														
		建 物														
（減損損失の金額）																
建物	86,802千円															
器具備品（絵画）	68,399千円															
合計	155,202千円															

（株主資本等変動計算書関係）

第28期 （自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）
1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当事業年度末 (千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400

第29期
(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当事業年度末 (千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400

2. 配当に関する事項

基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

平成22年6月30日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案する予定であります。

- ① 配当金の総額 480百万円
- ② 1株当たり配当額 200円
- ③ 基準日 平成22年3月31日
- ④ 効力発生日 平成22年7月1日

なお配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(リース取引関係)

第28期 (自 平成20年4月 1 日 至 平成21年3月31 日)	第29期 (自 平成21年4月 1 日 至 平成22年3月31 日)
ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 (1) リース資産の内容 有形固定資産 器具備品 (2) リース資産の減価償却方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額 法によっております。	ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 (1) リース資産の内容 有形固定資産 同 左 (2) リース資産の減価償却方法 同 左

(金融商品に関する注記)

第29期
(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、短期的な預金・有価証券等に限定しております。資金の調達については、銀行等金融機関から借入はありません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬並びに関係会社短期貸付金は、相手先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、相手先ごとの残高管理を行うとともに、延滞債権が発生した場合には管理部門役職者が顧客と直接交渉する体制としております。有価証券及び投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、運用先の信用リスクを極小化することを優先するため、主に国債もしくはこれに準ずるものに限定し、定期的に時価を把握し市場価格変動に留意しております。

未払手数料は、支払期日に支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されておりますが、手許流動性を維持することにより管理しております。

また当社は親会社であるSGAMノースパシフィック株式会社に対し貸付を行っており、信用リスクについては同社の財務状況等を定期的に把握し、管理しております。

2 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照）。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額（*）	時価（*）	差額
(1) 現金・預金	3,573,505	3,573,505	-
(2) 関係会社短期貸付金	850,000	850,000	-
(3) 未収委託者報酬	806,446	806,446	-
(4) 未収運用受託報酬	739,788	739,788	-
(5) 有価証券及び投資有価証券	1,617,348	1,617,348	-
(6) 未払手数料	(445,389)	(445,389)	-

（*）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注1） 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金、(2) 関係会社短期貸付金、(3) 未収委託者報酬、(4) 未収運用受託報酬、並びに(6) 未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、国債及び投資信託受益証券は、証券会社等からの時価情報によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記に記載しております。

（注2） 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	貸借対照表額（千円）
関係会社株式	162,693千円

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	3,573,505	-	-	-
関係会社短期貸付金	850,000	-	-	-
未収委託者報酬	806,446	-	-	-
未収運用受託報酬	739,788	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 その他の有価証券のうち 満期のあるもの(国債)	300,000	300,000	-	-
合計	6,269,739	300,000	-	-

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日改正）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

(有価証券関係)

第28期

(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計 上額(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	611,835	614,400	2,565
	(3) その他	-	-	-
	小計	611,835	614,400	2,565
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	305,730	304,050	△1,680
	(3) その他	6,000	3,832	△2,168
	小計	311,730	307,882	△3,848
合計		923,565	922,282	△1,283

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額(千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
国債	300,000	-	4,839
投資信託	1,100	14	-

3. 時価評価されていない主な有価証券の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 (千円)
(1)子会社株式 子会社株式	168,117
(2)その他有価証券 非上場株式	30

4. その他有価証券のうち満期があるものの今後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年 以内(千円)	10年超 (千円)
1. 債券				
(1) 国債・地方債等	304,050	614,400	-	-
(2) 社債	-	-	-	-
(3) その他	-	-	-	-
2. その他	-	-	-	-
合計	304,050	614,400	-	-

第29期
(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1. 子会社株式

子会社株式（貸借対照表計上額162,693千円）は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計 上額(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	305,685	308,040	2,355
	(3) その他	-	-	-
	小計	305,685	308,040	2,355
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	306,150	303,990	△2,160
	(3) その他(注)	1,006,825	1,005,318	△1,508
	小計	1,312,975	1,309,308	△3,668
合計		1,618,660	1,617,348	△1,313

(注)投資信託受益証券であります。

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額(千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株 式	404	374	-
国 債	300,000	-	5,730
投資信託	96,794	2,794	-

4. 減損処理を行った有価証券

当事業年度において、子会社株式について、5,424千円の減損処理を行なっております。

（デリバティブ取引関係）

第28期 （自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

第29期 （自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

[次へ](#)

（関連当事者情報）

第28期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

1. 関連当事者との取引

（追加情報）

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

（1）当社の親会社及び法人主要株主等

種 類	会 社 等 の 名 称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内 容 又は 職 業	議決権等 の所有 （被所有） 割 合	関連当事者との関係	取引の内容	取引 金額 （千円）	科 目	期末 残高 （千円）
親会社	ソシエテ ジェネラル アセットマネジメント	フランス パリ市	323百万 ユーロ	投 資 顧問業	（被所有） 間接100%	事業の統括及び管理 役員の兼任	運用受託報酬 *1	74,054	未収運用 受託報酬	21,642
							投資助言報酬 *1	120,419	未収投資 助言報酬	9,131
親会社	SGAMノースパシフィック 株式会社	東京都 中央区	3,150 百万円	有価証券の 保有	（被所有） 直接100%	持株会社 役員の兼任	資金の貸付	-	長期貸付 金	850,000
							利息の受取 *2	14,758	未収利息	3,636

（注）

- ソシエテ ジェネラル アセットマネジメントは、SGAMノースパシフィック株式会社の議決権を99.2%直接所有しております。
- 取引条件及び取引条件の決定方針等
 *1 運用受託報酬及び投資助言報酬については、当該各契約に基いて決定しております。
 *2 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定し、返済条件は一括返済としております。なお担保は受け入れておりません。
- 上記金額には消費税等は含まれておりません。

（2）当社と同一の親会社を持つ会社

種 類	会 社 等 の 名 称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内 容 又は 職 業	議決権等 の所有 （被所有） 割 合	関連当事者との関係	取引の内容	取引 金額 （千円）	科 目	期末 残高 （千円）
同一の 親会社 を持つ 会社	ソシエテジェネラルアセット マネジメント オルタナ ティブ インベストメント	フランス パリ市	82,035 千ユーロ	投 資 顧問業	なし	運用再委託	支払投信手数料 *1	14,415	未払手数料	10,284
						運用再委託	支払投資顧問料 *1	53,448	未払投資 顧問料	993
						業務補助	経費の立替 *2	23,799	立替金	-
同一の 親会社 を持つ 会社	ソシエテ ジェネラル バン ク アンド トラスト ルク センブルグ	ルクセン ブルグ ルクセン ブルグ市	1,179 百万ユー ロ	銀行業	なし	運用再委託	運用受託報酬 *1	71,659	未収運用 受託報酬	344
同一の 親会社 を持つ 会社	ソシエテ ジェネラル ア セット マネジメント ルク センブルグ	ルクセン ブルグ ルクセン ブルグ市	5,000 千ユーロ	投 資 顧問業	なし	運用再委託	運用受託報酬 *1	44,531	未収運用 受託報酬	7,315

(注)

- ソシエテジェネラルアセットマネジメント オルタナティブ インベストメント及びソシエテジェネラルアセットマネジメント ルクセンブルグは、ソシエテジェネラルアセットマネジメントの子会社であり、ソシエテジェネラル バンク アンド トラスト ルクセンブルグはソシエテジェネラル（ソシエテジェネラルアセットマネジメントの親会社）の子会社です。
- 取引条件及び取引条件の決定方針等
 - *1 運用受託報酬、支払投資顧問料及び支払投信手数料については、当該各契約に基づいて決定しております。
 - *2 経費の立替は、契約に基づいて当社が当該同一の親会社を持つ会社のために行っている支払であり、人件費及び経費の実額であります。
- 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

ソシエテジェネラルアセットマネジメント（非上場）

SGAMノースパシフィック株式会社（非上場）

第29期（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 当社の親会社及び法人主要株主等

種 類	会 社 等 の 名 称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内 容 又は 職 業	議決権等 の所有 (被所有) 割 合	関 係 内 容		取引の内容	取引 金額 (千円)	科 目	期末 残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	SGAMノースパシフィック 株式会社	東京都 中央区	3,150 百万円	有価証券の 保有	(被所有) 直接100%	兼任 1人	持株会社	資金の貸付 *1	-	関係会社 短期貸付 金	850,000
								利息の受取 *1	14,748	未収収益	3,636
								連結法人税の 支払	360,805	その他 未払金	352,967

(注)

1. 親会社の異動

前事業年度末において当社の親会社であったソシエテジェネラルアセットマネジメント エス アーは、同社が所有しておりましたSGAMノースパシフィック株式会社の株式を、平成21年12月31日付で、すべてアムンディ エス アーに譲渡いたしました。したがって、同日以降アムンディ エス アーが当社の親会社となりました。また、前事業年度末において当社の親会社であったソシエテジェネラルアセットマネジメント エス アーは、平成21年12月31日に資産運用に関するすべての業務を、当社の兄弟会社であるソシエテジェネラルジェスチョン エス アーに移管しております。したがって、前事業年度において「1. 当社の親会社及び法人主要株主等」で開示をしていたソシエテジェネラルアセットマネジメント エス アーとの取引は、当事業年度においては「2. 当社と同一の親会社を持つ会社」のソシエテジェネラルジェスチョン エス アーとの取引において注記開示しております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

*1 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定し、返済条件は、返済期日平成22年7月2日の一括返済としております。なお担保は受け入れておりません。

3. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 当社と同一の親会社を持つ会社

種 類	会 社 等 の 名 称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内 容 又は 職 業	議決権等 の所有 (被所有) 割 合	関 係 内 容		取引の内容	取引 金額 (千円)	科 目	期末 残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				

親会社 の子会 社	ソシエテジェネラル ジェスチョン エス アー	フランス パリ市	567,034 千ユーロ	投 資 顧問業	なし	なし	運用再委託	運用受託報酬 *1	58,933	未収運用 受託報酬	23,615
							運用助言	投資助言報酬 *1	54,503	未収投資 助言報酬	40,873
							運用再委託	委託者報酬 *1	198,158	未収委託 者報酬	136,620
親会社 の子会 社	ソシエテ ジェネラル アセッ ト マネジメント ルクセンブ ルグ エス アー	ルクセンブ ルグ ルクセンブ ルグ市	5,000 千ユーロ	投 資 顧問業	なし	なし	運用再委託	運用受託報酬 *1	39,155	未収運用 受託報酬	2,190

(注)

- ソシエテジェネラルジェスチョン エス アー及びソシエテジェネラルアセットマネジメント ルクセンブルグ エス アーは、平成21年12月31日以降、当社の親会社でありますアムンディ エス アーの子会社であります。また、前事業年度末において当社の親会社であったソシエテジェネラルアセットマネジメント エス アーは、平成21年12月31日に資産運用に関するすべての業務をソシエテジェネラルジェスチョン エス アーに移管しております。したがって、上表のソシエテジェネラルジェスチョン エス アーとの取引は、平成21年4月1日から平成21年12月31日の親会社としてのソシエテジェネラルアセットマネジメント エス アーとの取引（運用受託報酬52,146千円、投資助言報酬41,035千円、委託者報酬 157,636千円）を含めて開示しております。
- 取引条件及び取引条件の決定方針等
*1 運用受託報酬、投資助言報酬、及び委託者報酬については、当該各契約に基いて決定しております。
- 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

S G A M ノースパシフィック株式会社（非上場）

アムンディ エス アー（非上場）

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第28期 (平成21年3月31日現在)	第29期 (平成22年3月31日現在)
	千円	千円
繰延税金資産		
子会社株式に係る株式配当認定益	17,208	17,208
賞与引当金等損金算入限度超過額	53,885	40,333
貸倒引当金損金算入限度超過額	5,145	3,255
未払事業税等否認額	11,623	55,885
ゴルフ会員権評価損否認額	7,430	8,927
その他有価証券評価差額金	522	485
統合関連費用引当金繰入否認額	-	149,739
関係会社株式に係る評価損否認額	-	2,207
固定資産減損損失否認額	-	63,152
未払費用否認額	-	16,228
繰延税金資産小計	95,812	357,420
評価性引当額	△29,556	△357,420
繰延税金資産合計	66,257	-
繰延税金負債		
事業税還付未収金	△17,257	-
繰延税金資産の純額	49,000	-

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第28期 (平成21年3月31日現在)	第29期 (平成22年3月31日現在)
法定実効税率	40.69%	40.69%
(調 整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	8.02%	8.46%
住民税均等割	0.83%	0.28%
評価性引当額	△7.95%	40.36%
過年度法人税等還付額	△19.11%	-
過年度法人税等追徴額	0.84%	-
過年度法人税等	-	0.54%
税額控除額	△1.41%	△12.95%
その他	△0.55%	△0.08%

税効果会計適用後の法人税等の負担率	21.36%	77.30%
-------------------	--------	--------

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、平成14年10月1日より、確定拠出型年金制度を採用しております。

2. 退職給付費用の額

(単位：千円)

	第28期 (平成21年3月31日現在)	第29期 (平成22年3月31日現在)
退職給付費用*1	1,333	20,900
その他 *2	44,588	50,386
合計	45,921	71,285

*1退職給付費用は、退職金支払額であります。

*2 その他は、確定拠出型年金への掛金支払額であります。

(1株当たり情報)

第28期 (自 平成20年4月 1 日 至 平成21年3月31 日)	第29期 (自 平成21年4月 1 日 至 平成22年3月31 日)
1株当たり純資産額 2,553.60円 1株当たり当期純利益金額 90.81円	1株当たり純資産額 2,630.19円 1株当たり当期純利益金額 76.82円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。 当期純利益 217,940千円 普通株式に係る当期純利益 217,940千円 期中平均株式数 2,400千株	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。 当期純利益 184,379千円 普通株式に係る当期純利益 184,379千円 期中平均株式数 2,400千株

(重要な後発事象)

第28期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
該当事項はありません。

第29期

(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

(企業結合等関係)

当社は、クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社（以下「CAAMJ」という）と平成22年4月30日に合併契約書を締結し、平成22年5月20日開催の臨時株主総会において同契約書の承認を得ました。

合併の理由：

両社の親会社（最終株主）の統合に伴うもの

合併の概要：

- ① 合併する相手先の名称：CAAMJ
- ② 合併の方法：当社を存続会社とし、CAAMJは解散する。
- ③ 合併後の会社の名称：アムンディ・ジャパン株式会社と称する。
- ④ 合併に際して発行する株式：本合併は、無対価とし、当社は、合併に際して株式を発行しない。
- ⑤ 資本金及び準備金等：本合併は、無対価であるため、合併により当社の資本金、資本準備金は増加せず、資本金・資本準備金以外の株主資本については会社計算規則に従う。
- ⑥ 効力発生日：合併の効力発生日は、平成22年7月1日とする。
- ⑦ 財産の引継ぎ：CAAMJは、平成22年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算書を基礎とし、これに合併の効力発生日前日までの増減を加除した一切の財産、負債及び権利義務を合併の効力発生日において当社に引継ぐ。
- ⑧ 合併交付金：当社は、合併の効力発生日現在のCAAMJの株主名簿に記載された株主に対して、合併交付金は支払わない。

[次へ](#)

（参考情報）

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社の経理状況

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、第24期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、改正前の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に従って作成しております。

また、第25期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）については、改正後の「財務諸表等規則」並びに同規則第2条により、改正後の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第24期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）及び第25期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

(1)貸借対照表

		(単位：千円)	
		第24期	第25期
		(平成21年3月31日)	(平成22年3月31日)
資産の部			
流動資産			
現金・預金	626,501	1,391,318	
前払費用	661,779	539,396	
未収入金	17,590	19,701	
未収委託者報酬	390,561	694,263	
未収収益	*1 74,644	*1 66,270	
繰延税金資産	372,728	555,962	
立替金	29,494	28,307	
未収還付法人税等	132,022	945	
未収消費税等	45,403	-	
その他	99	132	
流動資産合計	2,350,826	3,296,298	
固定資産			
有形固定資産			
建物付属設備（純額）	*2 73,647	*2 59,837	
器具備品（純額）	*2 94,832	*2 72,213	
リース資産（純額）	*2 4,732	*2 3,753	
有形固定資産合計	173,212	135,804	
無形固定資産			
ソフトウェア	9,871	6,102	
電話加入権	584	584	
無形固定資産合計	10,455	6,687	
投資その他の資産			
投資有価証券	19,036	11,041	
長期差入保証金	248,007	181,948	
長期前払費用	2,142	1,190	
関係会社株式	10,000	-	
繰延税金資産	586,032	-	
投資その他の資産合計	865,218	194,179	
固定資産合計	1,048,887	336,670	
資産合計	3,399,713	3,632,969	
負債の部			
流動負債			
リース債務	979	979	
預り金	23,335	78,111	
未払金	244,327	426,947	
未払手数料	196,354	355,815	
その他未払金	47,972	71,131	

未払費用	214,655	272,678
未払法人税等	14,049	5,381
未払消費税等	-	25,477
前受収益	2,482,840	1,986,670
賞与引当金	31,450	44,412
役員賞与引当金	5,550	7,837
流動負債合計	3,017,187	2,848,496
固定負債		
リース債務	3,753	2,774
退職給付引当金	38,734	35,184
固定負債合計	42,488	37,958
負債合計	3,059,675	2,886,455
純資産の部		
株主資本		
資本金	300,000	300,000
資本剰余金		
資本準備金	395,012	1,042,566
資本剰余金合計	395,012	1,042,566
利益剰余金		
その他利益剰余金	△352,446	△596,551
繰越利益剰余金	△352,446	△596,551
利益剰余金合計	△352,446	△596,551
株主資本合計	342,566	746,015
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△2,528	498
評価・換算差額等合計	△2,528	498
純資産合計	340,037	746,514
負債純資産合計	3,399,713	3,632,969

(2)損益計算書

	(単位：千円)	
	第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	第25期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	5,212,553	5,501,658
運用受託報酬	39,280	66,020
その他営業収益	322,292	239,738
営業収益合計	5,574,127	5,807,418
営業費用		
支払手数料	2,898,032	2,828,590
広告宣伝費	207,568	108,874
調査費	459,384	545,353
調査費	56,841	43,374
委託調査費	402,543	501,978
委託計算費	67,429	65,377
営業雑経費	526,385	397,290
通信費	291,586	190,936
保険料	5,458	4,334
印刷費	222,420	194,683
諸会費	6,919	7,335
営業費用合計	4,158,801	3,945,486
一般管理費		
給料	1,275,547	1,359,464
役員報酬	162,190	168,429
給料・手当	971,558	977,109
役員賞与	41,389	34,454
賞与	100,408	179,471
福利厚生費	191,728	182,419
退職給付費用	75,106	70,457
交際費	9,914	5,662
旅費交通費	39,269	33,323
不動産賃借料	215,350	214,021
修繕費	12,617	28,892
固定資産減価償却費	37,874	54,040
消耗器具備品費	49,031	18,892
専門家報酬	32,554	22,327
諸経費	52,741	49,844
一般管理費合計	1,991,735	2,039,345
営業損失（△）	△576,409	△177,413
営業外収益		
受取利息	*1 1,700	9

雑収入	4,937	11,807
営業外収益合計	6,637	11,816
営業外費用		
為替差損	3,362	2,029
投資有価証券売却損	8,152	1,474
営業外費用合計	11,514	3,503
経常損失（△）	△581,286	△169,099
特別損失		
固定資産除却損	1,062	1,090
前期損益修正	-	*1 24,134
違約金損失	*2 27,867	-
特別損失合計	28,929	25,224
税引前当期純損失（△）	△610,215	△194,324
法人税、住民税及び事業税	272	2,291
法人税等追徴税額	12,092	-
法人税等調整額	176,809	399,935
法人税等合計	189,174	402,227
当期純損失(△)	△799,390	△596,551

(3)株主資本等変動計算書

(単位：千円)

	第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	第25期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	300,000	300,000
当期変動額		
新株の発行	-	500,000
資本金から準備金への振替	-	△ 500,000
当期変動額合計	-	-
当期末残高	300,000	300,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	395,012	395,012
当期変動額		
新株の発行	-	500,000
資本金から準備金への振替	-	500,000
準備金から剰余金への振替	-	△ 352,446
当期変動額合計	-	647,553
当期末残高	395,012	1,042,566
その他資本剰余金		
前期末残高	-	-
当期変動額		
準備金から剰余金への振替	-	352,446
欠損填補	-	△ 352,446
当期変動額合計	-	-
当期末残高	-	-
資本剰余金合計		
前期末残高	395,012	395,012
当期変動額		
新株の発行	-	500,000
資本金から準備金への振替	-	500,000
準備金から剰余金への振替	-	-
欠損填補	-	△ 352,446
当期変動額合計	-	647,553
当期末残高	395,012	1,042,566
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	446,944	△ 352,446
当期変動額		

欠損填補	-	352,446
当期純損失（△）	△799,390	△596,551
当期変動額合計	△799,390	△244,105
当期末残高	△352,446	△596,551
利益剰余金合計		
前期末残高	446,944	△352,446
当期変動額		
欠損填補	-	352,446
当期純損失（△）	△799,390	△596,551
当期変動額合計	△799,390	△244,105
当期末残高	△352,446	△596,551
株主資本合計		
前期末残高	1,141,957	342,566
当期変動額		
新株の発行	-	1,000,000
資本金から準備金への振替	-	-
準備金から剰余金への振替	-	-
欠損填補	-	-
当期純損失（△）	△799,390	△596,551
当期変動額合計	△799,390	403,448
当期末残高	342,566	746,015
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	△3,675	△2,528
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）	1,146	3,027
当期変動額合計	1,146	3,027
当期末残高	△2,528	498
評価・換算差額等合計		
前期末残高	△3,675	△2,528
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）	1,146	3,027
当期変動額合計	1,146	3,027
当期末残高	△2,528	498
純資産合計		
前期末残高	1,138,281	340,037
当期変動額		
新株の発行	-	1,000,000
資本金から準備金への振替	-	-
準備金から剰余金への振替	-	-
欠損填補	-	-

当期純損失（△）	△799,390	△596,551
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）	1,146	3,027
当期変動額合計	△798,243	406,476
当期末残高	340,037	746,514

重要な会計方針

項目	第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	第25期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）	(1) その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 見積耐用年数に基づく定額法により償却しております。 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 見積耐用年数に基づく定額法により償却しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年）に基づいております。 (3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。 なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 同左 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 同左 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。 なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
------------------------	--	---

3. 引当金の計上基準	(1) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 なお、会計基準変更時差異（7,388千円）については、15年による均等額を費用処理しております。 (2) 賞与引当金 従業員の賞与の支払に備えて賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。 (3) 役員賞与引当金 役員の賞与の支払に備えて賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。	(1) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（直近の年金財政計算上の責任準備金をもって退職給付債務とする簡便法）及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 なお、会計基準変更時差異（7,388千円）については、15年による均等額を費用処理しております。 (2) 賞与引当金 同左 (3) 役員賞与引当金 同左
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	(1) 消費税等の会計処理 同左

会計処理方法の変更

第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	第25期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
(リース取引に関する会計基準) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が適用されたことに伴い、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。 これによる営業損失、経常損失及び税引前当期純損失に与える影響額は軽微であります。	-

表示方法の変更

第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	第25期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
前事業年度において「投資顧問料」として表示しておりましたものは、当事業年度から「運用受託報酬」として計上しております。	-

注記事項

（貸借対照表関係）

第24期 (平成21年3月31日)	第25期 (平成22年3月31日)
※1 関係会社に対する資産及び負債 区別掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは以下のとおりであります。 未収収益 53,765千円	※1 関係会社に対する資産及び負債 区別掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは以下のとおりであります。 未収収益 19,874千円
※2 有形固定資産の減価償却累計額 建物付属設備 13,594千円 器具備品 38,053千円 リース資産 163千円	※2 有形固定資産の減価償却累計額 建物付属設備 31,104千円 器具備品 67,876千円 リース資産 1,142千円

(損益計算書関係)

第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	第25期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
※1 関係会社との取引 営業外収益 受取利息 1,671千円 ※2 違約金損失27,867千円は、貸室申込書の 撤回にかかる違約金です。	※1 前期損益修正24,134千円は、グループ 会社の決算調整により発生した過年度 の通信費です。

（株主資本等変動計算書関係）

第24期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	23,200	-	-	23,200
合計	23,200	-	-	23,200

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	445,370	19,197円02銭	平成19年 3月31日	平成19年 6月29日

前期において未払となっていた配当金を支払ったものであります。

(2) 株主が受取の権利を放棄した配当金

当社の100%株主であるクレディ・アグリコル アセットマネジメント・エス・エーは、平成20年6月26日開催の定時株主総会において決議された剰余金の配当313,000千円の受取の権利を平成21年1月5日に放棄いたしました。なお、配当金の支払いがなかったことから、株主資本等変動計算書上は、配当金の支払いと放棄による戻し入れを相殺処理しております。

(3) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
該当事項はありません。

第25期（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式(注)	23,200	20,000	-	43,200
合計	23,200	20,000	-	43,200

（注）普通株式の発行済株式総数の増加20,000株は、平成21年6月30日の株主割当による新株の発行による増加であります。

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（リース取引関係）

第24期	第25期
（自 平成20年4月 1日	（自 平成21年4月 1日
至 平成21年3月31日）	至 平成22年3月31日）

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

主として、投資顧問事業における事務用機器（器具備品）であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2.固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は以下のとおりであります。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
器具備品	千円 6,888	千円 1,836	千円 5,051

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(2) 未経過リース料期末残高相当額

1年内 1,377千円

1年超 3,673千円

合計 5,051千円

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

同左

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2.固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は以下のとおりであります。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
器具備品	千円 6,888	千円 3,214	千円 3,673

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(2) 未経過リース料期末残高相当額

1年内 1,377千円

1年超 2,296千円

合計 3,673千円

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(3) 支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料 1,377千円 減価償却相当額 1,377千円 (4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額 を零とする定額法によっております。	(3) 支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料 1,377千円 減価償却相当額 1,377千円 (4) 減価償却費相当額の算定方法 同左
---	--

[次へ](#)

（金融商品関係）

第25期（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

（追加情報）

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社では、投資一任契約及び投資信託委託業務に係る投資運用業、投資顧問業、他の事業者の投資顧問契約及び投資一任契約の締結の代理又は媒介、自社の設定した投資信託受益権の募集、私募等にかかる第二種金融商品取引業、関係会社の行う投資助言業・投資運用業等の委託代行業務、有価証券に関連する情報の提供又は助言などを行っております。

これらの事業運営上で必要な資金は主に自己資金によって行っており、資金運用につきましては、短期的な預金によるものであります。

デリバティブ取引につきましては、行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する投資有価証券は、事業推進目的で保有しております。これらはそれぞれ金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。

未収委託者報酬、未収収益の回収までの期間はおおむね短期であり、これらのリスクは非常に低いものであります。長期差入保証金は、オフィスなどの賃貸借契約に基づく敷金であり、貸主の信用リスクに晒されております。

未払金、未払費用は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。これらは、支払期日にその支払を実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、事業活動において存在するリスクを適格に把握し、リスク管理を適切に実行すべく、リスク管理基本規定を設けております。有価証券を含む投資商品の売買については、シードマネーガイドライン及びリスク管理基本規定に基づき決定され、担当部署において管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	1,391,318	1,391,318	-
(2) 未収委託者報酬	694,263	694,263	-
(3) 未収収益	66,270	66,270	-

(4) 投資有価証券	11,041	11,041	-
(5) 長期差入保証金	181,948	122,223	△59,724
資産計	2,344,841	2,285,117	△59,724
(1) 未払金	426,947	426,947	-
(2) 未払費用	272,678	272,678	-
負債計	699,626	699,626	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金・預金

これらの時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収委託者報酬、及び(3)未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、投資信託は基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項（有価証券関係）をご参照下さい。

(5) 長期差入保証金

長期差入保証金の時価は、合理的に見積もった返還までの残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 未払金、及び(2)未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内（単位:千円）	1年超（単位:千円）
現金・預金	1,391,318	-
未収委託者報酬	694,263	-
未収収益	66,270	-
合計	2,151,852	-

（有価証券関係）

第24期

1. その他有価証券で時価のあるもの（平成21年3月31日）

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表 計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	23,300	19,036	4,263
合 計		23,300	19,036	4,263

（注）有価証券は期末時の市場価格に基づく時価法により計上しており、満期はありません。

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
198,047	1,287	9,440

第25期

1. その他有価証券（平成22年3月31日）

	種類	貸借対照表 計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他	8,725	7,100	1,625
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	2,315	3,100	△784
合 計		11,041	10,200	841

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
29,911	10	1,485

（デリバティブ取引関係）

第24期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

第25期（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は平成3年11月より確定給付型の制度として税制適格年金を採用していましたが、平成18年1月に規約型企業年金に移行し、一部について確定拠出年金制度へ移行しました。

2. 退職給付債務及びその内訳

	第24期 (平成21年3月31日)	第25期 (平成22年3月31日)
(1) 退職給付債務（千円）	△88,423	△122,543
(2) 年金資産（千円）	46,732	84,895
(3) 未積立退職給付債務(1)+(2)（千円）	△41,690	△37,647
(4) 会計基準変更時差異の未処理額（千円）	2,955	2,462
(5) 貸借対照表計上額純額 (3)+(4)（千円）	△38,734	△35,184
(6) 前払年金費用（千円）	-	-
(7) 退職給付引当金(5)+(6)（千円）	△38,734	△35,184

3. 退職給付費用の内訳

	第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31 日)	第25期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31 日)
退職給付費用	75,106	70,457
(1) 勤務費用（千円）(注)	62,024	69,965
(2) 会計基準変更時差異の費用処理額（千円）	492	492
(3) 臨時に支払った割増退職金（千円）	12,590	0

（注）確定拠出年金への掛金支払額を含んでおります。

4. 退職給付債務の計算基礎

退職給付の重要性が乏しいことから、退職給付に係る会計基準（「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成10年6月16日））に定める簡便法による退職給付債務を用いて退職給付引当金及び退職給付費用を計上しているため、該当ありません。

（税効果会計関係）

第24期 （平成21年3月31日）	第25期 （平成22年3月31日）																												
1. 繰延税金資産発生 の主な原因別内訳 <table> <tr> <td>繰延税金資産</td><td>（千円）</td></tr> <tr> <td>前受収益</td><td>1,010,267</td></tr> <tr> <td>繰越欠損金</td><td>173,408</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>64,458</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>1,248,135</td></tr> <tr> <td>評価性引当額</td><td>289,373</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>958,761</td></tr> </table> 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 税引前当期純損失のため、記載を省略しております。	繰延税金資産	（千円）	前受収益	1,010,267	繰越欠損金	173,408	その他	64,458	繰延税金資産小計	1,248,135	評価性引当額	289,373	繰延税金資産合計	958,761	1. 繰延税金資産発生 の主な原因別内訳 <table> <tr> <td>繰延税金資産</td><td>（千円）</td></tr> <tr> <td>前受収益</td><td>808,376</td></tr> <tr> <td>繰越欠損金</td><td>440,631</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>57,402</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>1,306,410</td></tr> <tr> <td>評価性引当額</td><td>750,447</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>555,962</td></tr> </table> 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 税引前当期純損失のため、記載を省略しております。	繰延税金資産	（千円）	前受収益	808,376	繰越欠損金	440,631	その他	57,402	繰延税金資産小計	1,306,410	評価性引当額	750,447	繰延税金資産合計	555,962
繰延税金資産	（千円）																												
前受収益	1,010,267																												
繰越欠損金	173,408																												
その他	64,458																												
繰延税金資産小計	1,248,135																												
評価性引当額	289,373																												
繰延税金資産合計	958,761																												
繰延税金資産	（千円）																												
前受収益	808,376																												
繰越欠損金	440,631																												
その他	57,402																												
繰延税金資産小計	1,306,410																												
評価性引当額	750,447																												
繰延税金資産合計	555,962																												

（関連当事者情報）

第24期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

（追加情報）

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

1. 関連当事者との取引

（1）財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (千ユーロ)	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	クレディ・アグリコル・セッティメント・エス・エー	フランス、パリ市	546,162	投資顧問業	被所有 直接100%	投資信託、投資顧問契約の再委任等 役員の兼任	情報提供、コンサルティング料（その他営業収益）の受取	249,637	未収収益	41,950

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 情報提供、コンサルティング料の受取については、両社間の契約書に添付された計算方法により決定しております。

（2）財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	イースト・アジア・エスアイティエス株式会社	東京都千代田区	10,000	情報機器の保守管理業	所有 直接100%	コンピュータシステム等の運用・保守業務の委託等 役員の兼任	固定資産の譲受	118,233	-	-
							保証金の承継	34,477		
							資金の返済	210,000		
							通信費の支払	120,678		
							利息の受取	1,671		

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

1. イースト・アジア・エスアイティエス株式会社の解散に伴い固定資産の譲受、保証金の承継及び資金の返済を受けております。固定資産の譲受及び保証金の承継については、イースト

・アジア・エスアイティエス株式会社の算定した対価に基づき、交渉の上決定しております。

2. 通信費については、両者間の契約書に添付された計算方法により決定しております。

(3) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

種類	会社等の 名称	所在地	資本金又は 出資金 (千ユー ロ)	事業 の 内 容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社 の子会 社	クレディ・ アグリコ ル・スト ラック・ チャード・ アセット・ マネジメ ント・エ ス・エー	フランス、 パリ市	78,077	投資 顧問 業	-	投資助言 契約の再 委任等	委託調査 費等の支 払	844,452	前払費用	640,301
									未払金	537

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

クレディ・アグリコル エス・エー（ユーロネクスト パリに上場）

クレディ・アグリコル アセットマネジメント・グループ・エス・エー（非上場）

クレディ・アグリコル アセットマネジメント・エス・エー（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

重要な関連会社はありません。

第25期（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

1. 関連当事者との取引

（1）財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の 名称	所在地	資本金又は 出資金 (千ユー ロ)	事業の 内容	議決権等 の所有（被所 有）割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	アムンディ エス・エー	フラン ス、パリ 市	546,162	投資顧 問業	被所有 直接100%	投資信託、 投資顧問 契約の再 委任等 役員の兼 任	投資顧問 料の受取	51,464	未収収益	19,874

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 情報提供、コンサルティング料の受取については、両社間の契約書に添付された計算方法により決定しております。
2. クレディ・アグリコル・アセットマネジメント エス・エーは、平成22年1月1日に、アムンディ エス・エーに社名変更となりました。

（2）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

種類	会社等の 名称	所在地	資本金又は 出資金 (千ユー ロ)	事業の 内容	議決権等 の所有（被所 有）割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社 の子会 社	アムンディ ・インベ ストメン ト・ソリ ューショ ンズ	フラン ス、パリ 市	78,077	投資顧 問業	-	投資助言 契約の再 委任等	委託調査 費等の支 払	675,794	前払費用	506,300
									未払金	1,115
親会社 の子会 社	セジェス パアイテ ィサービ シズ	フラン ス、パリ 市	4,064	ITエン ジニア 業	-	ITサービ スの提供	通信費の 支払	80,042	未払費用	36,779

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。
2. クレディ・アグリコル・ストラクチャード・アセット・マネジメント・エス・エーは、平成22年1月1日に、アムンディ・インベストメント・ソリューションズに社名変更となりました。
3. 通信費については、両者間の契約書に添付された計算方法により決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

（1）親会社情報

クレディ・アグリコル エス・エー（ユーロネクスト パリに上場）

アムンディ・グループ・エス・エー（非上場）

アムンディ・エス・エー（非上場）

（注）

1. クレディ・アグリコル アセットマネジメント・グループ・エス・エーは、平成22年1月1日に、アムンディ・グループ・エス・エーに社名変更となりました。
2. クレディ・アグリコル アセットマネジメント エス・エーは、平成22年1月1日に、アムンディ・エス・エーに社名変更となりました。

（2）重要な関連会社の要約財務情報

重要な関連会社はありません。

(1株当たり情報)

第24期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)		第25期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	
1株当たり純資産額	14,656円80銭	1株当たり純資産額	17,280円42銭
1株当たり当期純損失	34,456円47銭	1株当たり当期純損失	15,588円78銭
1株当たり当期純損失の算定の基礎		1株当たり当期純損失の算定の基礎	
損益計算書上の当期純損失	799,390千円	損益計算書上の当期純損失	596,551千円
普通株式に係る当期純損失	799,390千円	普通株式に係る当期純損失	596,551千円
差額	—	差額	—
期中平均株式数		期中平均株式数	
普通株式	23,200株	普通株式	38,268株
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式の発行が無いため、記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式の発行が無いため、記載しておりません。	

(重要な後発事象)

第24期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	第25期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
(重要な新株の発行及び資本金の減少)	(重要な株式交換)

当社は、平成21年4月16日開催の取締役会において、株主割当による新株発行を決議しました。

(1)募集等の方法

株主割当による新株の募集。

(2)発行する株式の種類及び数

普通株20千株

(3)発行価格

1株につき50千円

(4)発行価額

1,000,000千円

(5)発行価額のうち資本金へ組入れる額

500,000千円

(6)発行価額のうち資本準備金へ組入れる額

500,000千円

(7)申込期日

平成21年4月30日

(8)払込期日

平成21年6月30日

(9)資金の用途

財務状態の強化。

当社は、SGAMノースパシフィック株式会社(以下「NP」という)と平成22年4月30日に株式交換契約を締結し、平成22年5月20日開催の取締役会及び同日開催の臨時株主総会において同契約の締結の承認を得ております。

(1)目的

日本におけるアムンディグループの子会社の再編のため、NPを当社の完全親会社とし、当社をNPの完全子会社とする株式交換を行う予定です。

(2)株式交換の方法及び内容

本株式交換に際し、NPは、新株発行として普通株式7,000株を発行し、当社の株主に対し、当社の発行済み普通株式総数43,200株につきNPの普通株式7,000株を割当交付する予定です。

(3)株式交換の効力発生日

平成22年7月1日

(重要な合併)

当社は、SGAMノースパシフィック株式会社との間の株式交換契約の成立を停止条件として、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社と平成22年4月30日に合併契約を締結し、平成22年5月

ただし、当社は、同日開催の取締役会において、資本金の減少を決議しました。先の新株発行により資本金に組入れられた500,000千円についても、平成21年6月30日付けで資本準備金への組入れを行いますので、平成21年6月30日以降の資本金の金額は、増資以前の300,000千円と変更はありません。

(1) 資本金の減少の目的

資本金の金額を維持するため。

(2) 資本金の減少の方法

発行済株式総数の変更を行わず、資本金の額のみを減少する。

(3) 減少する資本金の額

500,000千円

(4) 減資の日程

取締役会決議日

平成21年4月16日

債権者異議申述公告日

平成21年4月24日

債権者異議申述最終期日

平成21年5月24日

効力発生日

平成21年6月30日

20日開催の取締役会及び同日開催の臨時株主総会において同契約の締結の承認を得ております。

(1) 合併する相手会社の名称

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社（以下「SGAM」という）

(2) 合併する相手会社の主な事業内容

投資顧問に関する業務

証券投資信託の委託会社としての業務

その他上記の業務に付帯する業務

(3) 合併する相手会社の規模

平成22年3月31日現在

営業収益： 5,022,343千円

当期純利益： 184,379千円

総資産額： 8,185,607千円

総負債額： 1,873,149千円

純資産額： 6,312,459千円

(4) 合併の効力発生日

平成22年7月1日

(5) 合併の方法

SGAMを存続会社とし、当社を消滅会社とする吸収合併

(6) 合併後の会社の名称

アムンディ・ジャパン株式会社

(7) 財産の引継ぎ

当社は、平成22年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算書を基礎とし、これに合併の効力発生日前日までの増減を加除した一切の資産、負債及び権利義務を合併の効力発生日においてSGAMに引継ぐ予定です。

(8) 目的

平成21年12月31日にクレディ・アグリコル S.A. とソシエテジェネラルの資産運用部門の統合により新会社アムンディグループが発足しました。日本のグループ会社である当社とSGAMは、お客様のニーズに合った優位性のある運用商品及びソリューションと良質のサービスを提供していくため合併することにしました。

(9) 実施する会計処理の概要

本合併は、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26

日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行う予定です。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月25日

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 男澤 顕
業務執行社員

指定社員 公認会計士 松木 克史
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているクレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年6月24日

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 男 澤 顕 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているクレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、SGAMノースパシフィック株式会社と平成22年4月30日に株式交換契約を締結し、平成22年5月20日開催の取締役会及び同日開催の臨時株主総会において同契約の締結が承認された。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、SGAMノースパシフィック株式会社との間の株式交換契約の成立を停止条件として、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社と平成22年4月30日に合併契約を締結し、平成22年5月20日開催の取締役会及び同日開催の臨時株主総会において同契約の締結が承認された。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)		
当中間会計期間末 (平成22年9月30日)		
資産の部		
流動資産		
現金・預金		4,037,996
有価証券		1,303,084
前払費用		546,532
未収委託者報酬		1,531,717
未収運用受託報酬		959,411
未収投資助言報酬		26,986
未収収益		20,139
繰延税金資産		180,913
差入保証金		254,475
その他		53,183
流動資産合計		8,914,437
固定資産		
有形固定資産	*1	349,186
無形固定資産		20,917
投資その他の資産		
投資有価証券		319,845
関係会社株式		162,693
長期差入保証金		226,156
その他		8,774
貸倒引当金		△8,000
投資その他の資産合計		709,469
固定資産合計		1,079,572
資産合計		9,994,008

（単位：千円）

	当中間会計期間末 (平成22年9月30日)
負債の部	
流動負債	
リース債務	6,831
預り金	168,204
未払償還金	14,285
未払手数料	617,018
その他未払金	381,893
未払費用	323,373
未払法人税等	10,659
前受収益	1,695,924
賞与引当金	430,103
役員賞与引当金	26,648
統合関連費用引当金	138,000
資産除去債務	60,000
その他	20,382
流動負債合計	3,893,319
固定負債	
リース債務	2,102
退職給付引当金	26,495
資産除去債務	57,901
固定負債合計	86,498
負債合計	3,979,817
純資産の部	
株主資本	
資本金	1,200,000
資本剰余金	
資本準備金	1,076,268
その他資本剰余金	1,342,567
資本剰余金合計	2,418,835
利益剰余金	
利益準備金	110,093
その他利益剰余金	
別途積立金	1,600,000
繰越利益剰余金	687,701
利益剰余金合計	2,397,794
株主資本合計	6,016,629
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	△ 2,438
評価・換算差額等合計	△ 2,438

純資産合計	6,014,191
負債・純資産合計	9,994,008

(2) 中間損益計算書

（単位：千円）

	当中間会計期間 （自 平成22年4月 1日 至 平成22年9月30日）
営業収益	
委託者報酬	3,147,936
運用受託報酬	1,019,834
投資助言報酬	35,212
その他営業収益	76,311
営業収益合計	4,279,293
営業費用	2,321,630
一般管理費	*1 2,050,656
営業損失（△）	△ 92,992
営業外収益	*2 14,639
営業外費用	*3 33,701
経常損失（△）	△ 112,054
特別損失	4,956
税引前中間純損失（△）	△ 117,010
法人税、住民税及び事業税	1,253
法人税、住民税及び事業税還付税額	△391
法人税等調整額	16,027
法人税等合計	16,889
中間純損失（△）	△ 133,899

(3) 中間株主資本等変動計算書

（単位：千円）

	当中間会計期間 （自 平成22年4月 1日 至 平成22年9月30日）
株主資本	
資本金	
前期末残高	1,200,000
当中間期変動額	

当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	1,200,000
資本剰余金	
資本準備金	
前期末残高	1,076,268
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	1,076,268
その他資本剰余金	
前期末残高	-
当中間期変動額	
合併による増加	1,342,567
当中間期変動額合計	1,342,567
当中間期末残高	1,342,567
資本剰余金合計	
前期末残高	1,076,268
当中間期変動額	
合併による増加	1,342,567
当中間期変動額合計	1,342,567
当中間期末残高	2,418,835
利益剰余金	
利益準備金	
前期末残高	110,093
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	110,093
その他利益剰余金	
別途積立金	
前期末残高	1,600,000
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	1,600,000
繰越利益剰余金	
前期末残高	2,327,410
当中間期変動額	
合併による増加	△ 1,025,810
剰余金の配当	△ 480,000
中間純損失（△）	△133,899
当中間期変動額合計	△1,639,709
当中間期末残高	687,701
利益剰余金合計	
前期末残高	4,037,503

当中間期変動額	
合併による増加	△ 1,025,810
剰余金の配当	△ 480,000
中間純損失（△）	△133,899
当中間期変動額合計	△1,639,709
当中間期末残高	2,397,794
株主資本合計	
前期末残高	6,313,771
当中間期変動額	
合併による増加	316,757
剰余金の配当	△ 480,000
中間純損失（△）	△133,899
当中間期変動額合計	△ 297,143
当中間期末残高	6,016,629
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	△ 1,313
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額 （純額）	△ 1,125
当中間期変動額合計	△ 1,125
当中間期末残高	△ 2,438
評価・換算差額等合計	
前期末残高	△ 1,313
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額 （純額）	△ 1,125
当中間期変動額合計	△ 1,125
当中間期末残高	△ 2,438
純資産合計	
前期末残高	6,312,459
当中間期変動額	
合併による増加	316,757
剰余金の配当	△ 480,000
中間純損失（△）	△133,899
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△ 1,125
当中間期変動額合計	△ 298,267
当中間期末残高	6,014,191

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

項 目	当中間会計期間 (自 平成22年4月 1日 至 平成22年9月30日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	有価証券 子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。 その他有価証券 時価のあるもの 当中間会計期間末の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。 2. 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産 定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 10年～24年 器具備品 4年～20年 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務（直近の年金財政計算上の責任準備金をもって退職給付債務とする簡便法）及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 なお、会計基準変更時差異（7,388千円）については、15年による均等額を費用処理しております。 (追加情報) 当社は平成22年7月1日における旧クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社との合併に伴い、旧クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社における退職給付制度を継承し、上記の会計処理を採用しております。 (3) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当中間会計期間に帰属する額を計上しております。 (4) 役員賞与引当金 役員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当中間会計期間に帰属する額を計上しております。 (5) 統合関連費用引当金 クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社との合併及び事務所移転等に備えるため、将来発生すると認められる統合関連費用を合理的に見積もり計上しております。
4. その他の中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。 また、仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示しております。 (2) 連結納税制度の採用 連結納税制度を採用しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

項 目	当中間会計期間 (自 平成22年4月 1日 至 平成22年9月30日)
1. 企業結合に関する会計基準等	企業結合に関する会計基準等の適用 当中間会計期間より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）、「研究開発費等に係る会計基準」の一部改正（企業会計基準第23号 平成20年12月26日）、「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）を適用しております。
2. 資産除去債務に関する会計基準等	資産除去債務に関する会計基準等の適用 当中間会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日）を適用しております。これにより、当中間会計期間の営業損失、経常損失及び税引前中間純損失は、それぞれ1,140千円増加しております。

表示方法の変更

項 目	当中間会計期間 (自 平成22年4月 1日 至 平成22年9月30日)
中間損益計算書	(1) 「営業収益」について、その重要性に鑑み、当中間会計期間から、内訳項目を区分掲記しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (平成22年9月30日現在)	
*1 有形固定資産の減価償却累計額	148,766 千円

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成22年4月 1日 至 平成22年9月30日)

*1 減価償却実施額	
有形固定資産	19,002 千円
無形固定資産	2,330 千円
*2 営業外収益のうち主要なもの	
受取利息	4,445 千円
*3 営業外費用のうち主要なもの	
為替差損	26,628 千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自 平成22年4月 1日 至 平成22年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当中間会計期間末 (千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の 種類	配当金の 総額(千円)	一株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年6月30日 定時株主総会	普通 株式	480,000	200	平成22年3月31日	平成22年7月1日

（リース取引関係）

当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)

ファイナンス・リース取引
 所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産
 器具備品

(2) リース資産の減価償却方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(金融商品に関する注記)

当中間会計期間
 （自 平成22年4月 1日
 至 平成22年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成22年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照）。

（単位：千円）

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	4,037,996	4,037,996	-
(2) 未収委託者報酬	1,531,717	1,531,717	-
(3) 未収運用受託報酬	959,411	959,411	-
(4) 有価証券及び投資有価証券	1,622,930	1,622,930	-
資産計	8,152,054	8,152,054	-
(1) 未払手数料	617,018	617,018	-
負債計	617,018	617,018	-

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

（1）現金・預金、（2）未収委託者報酬、及び（3）未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（4）有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、国債及び投資信託受益証券は、証券会社等からの時価情報によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項（有価証券関係）をご参照下さい。

負債

（1）未払手数料

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

下記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

区 分	中間貸借対照表計上額（千円）
関 係 会 社 株 式	162,693

（有価証券関係）

当中間会計期 (自 平成22年4月 1日 至 平成22年9月30日)				
1. 子会社株式				
子会社株式（中間貸借対照表計上額162,693千円）は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。				
2. その他有価証券				
	種類	取得原価 (千円)	中間貸借対照表 計上額 (千円)	差額 (千円)
中間貸借対照表計上 額が取得原価を超え るもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	305,685	306,540	855
	(3) その他（注）	4,800	6,422	1,622
	小計	310,485	312,962	2,477
中間貸借対照表計上 額が取得原価を超え ないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	306,150	301,980	△4,170
	(3) その他（注）	1,010,404	1,007,988	△2,417
	小計	1,316,554	1,309,968	△6,587
合計		1,627,039	1,622,930	△4,110
(注)投資信託受益証券であります。				

（デリバティブ取引関係）

当中間会計期間末 (平成22年9月30日現在)
当中間会計期間末の残高はありません。

（企業結合等関係）

当中間会計期間
（自 平成22年4月 1日
至 平成22年9月30日）

（共通支配下の取引等関係）

1. 対象となった企業の名称及びその事業の内容、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称及び取引の目的

（1）対象となった企業の名称

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社

（2）事業内容

投資顧問に関する業務

証券投資信託の委託会社としての業務

その他上記の業務に付帯する業務

（3）企業結合日

平成22年7月1日

（4）企業結合の法的形式

吸収合併

（5）結合後企業の名称

アムンディ・ジャパン株式会社

（6）その他取引の概要に関する事項

平成21年12月31日にクレディ・アグリコル S.A.とソシエテジェネラルの資産運用部門の統合により新会社アムンディグループが発足しました。日本のグループ会社である当社とクレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社は、お客様のニーズに合った優位性のある運用商品及びソリューションと良質のサービスを提供していくため合併することにしました。

当社は、平成22年5月20日開催の臨時株主総会で承認を得、平成22年7月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社を消滅会社とする吸収合併が行われました。本吸収合併は、無対価とし合併に際し株式を発行しませんでした。また、クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社の資産、負債及び権利義務を当社に承継させました。

なお本吸収合併の効力発生日において当社及び旧クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社の株主はアムンディ・ジャパン ホールディング株式会社のみとなっており、本吸収合併に際して、当社はアムンディ・ジャパン ホールディング株式会社に対し株式その他の金銭等の対価を交付しておりません。

2. 実施した会計処理の概要

本取引は、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(資産除去債務関係)

当中間会計期間末 (平成22年9月30日現在)		
資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの 当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減		
期首残高 (注1)	120,000	千円
有形固定資産の取得に伴う増加額 (注2)	57,617	千円
時の経過による調整額	284	千円
資産除去債務の履行による減少額	△60,000	千円
その他増減額 (△は減少)	-	千円
当中間期末残高	117,901	千円

(注1) 当中間会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しているため、前事業年度の末日における残高に代えて、当中間会計期間の期首における残高を記載しております。

(注2) 合併による有形固定資産の取得も含みます。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。

従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

[関連情報]

当中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

1. 製品およびサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資運用業	投資助言・代理業	その他	合計
外部顧客への営業収益	4,167,770	35,212	76,311	4,279,293

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
アムンディ・チャインドネシア株投信	443,349	なし

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

該当事項はありません。

(追加情報)

当中間会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

(1株当たり情報)

当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	
1株当たり純資産額	2,505円91銭
1株当たり中間純損失	55円79銭
(1) 潜在株式調整後1株当たり当期中間純利益金額については、1株当たり当期中間純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載していません。	
(2) 1株当たり中間純損失金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。	
中間純損失	133,899千円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る中間純損失	133,899千円
期中平均株式数	2,400千株

(重要な後発事象)

当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)
該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役、監査役、その他役員に類する役職にある者又は使用人との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4) (5)において同じ）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3) (4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

委託会社は、平成22年7月1日付でクレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社と合併し、商号をアムンディ・ジャパン株式会社とするとともに、本店所在地を変更いたしました。同日、これらの変更にとりあう定款変更を行いました。

- (2) 訴訟事件その他の重要事項

本書提出前1年以内において、訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

- ・名称 株式会社 りそな銀行
- ・資本金の額 279,928百万円（平成22年9月30日現在）
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

- ・名称 株式会社 りそな銀行
- ・資本金の額 279,928百万円（平成22年9月30日現在）
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営みます。

- ・名称 株式会社 埼玉りそな銀行

- ・資本金の額 70,000百万円（平成22年9月30日現在）
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営みます。

- ・名称 株式会社 近畿大阪銀行
- ・資本金の額 38,971百万円（平成22年9月30日現在）
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営みます。

(3) 投資顧問会社

- ・名称 アムンディ
- ・資本金の額 62,713百万円（578,002,350ユーロ@108.50円、平成22年12月31日現在）
- ・事業の内容 フランス籍の会社であり、内外の有価証券にかかる投資顧問業務及びその業務に付帯する一切の業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

（再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）

信託財産の管理・保管業務を行い、一部解約金ならびに償還金の委託会社への交付、また信託財産に関する報告書を作成し委託会社への交付を行います。なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。

再信託受託会社の概要

- ・名称 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
- ・資本金の額 51,000百万円（平成22年9月30日現在）
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

販売会社として募集の取扱及び販売を行い、信託契約の一部解約に関する事務、一部解約金ならびに償還金の支払に関する事務等を行います。

(3) 投資顧問会社

委託会社よりマザーファンドの運用の指図に関する権限を委託され、信託財産の運用を行ないません。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

(3) 投資顧問会社

アムンディは、アムンディ・ジャパンホールディング株式会社を通して、実質的に委託会社の株式を100%保有しています。

第3【参考情報】

当特定期間において、ファンドに係る金融商品取引法第25条第1項に掲げる書類は、以下の通り提出されております。

書類名	提出年月日
臨時報告書	平成22年 5月14日
	平成22年 5月20日
	平成22年 8月16日
有価証券報告書	平成22年 8月 9日
有価証券届出書	平成22年 6月15日
訂正有価証券届出書	平成22年 6月30日
	平成22年 8月 9日

独立監査人の監査報告書

平成22年12月21日

アムンディ・ジャパン株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 男澤 顕 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアムンディ・リソナ世界グリーン・バランス・ファンドの平成22年5月11日から平成22年11月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・リソナ世界グリーン・バランス・ファンドの平成22年11月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

（注2）財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年6月14日

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

取締役会

御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 鈴木吉彦 印

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 山田信之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第29期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認め

る。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、当社はクレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社と平成22年4月30日に合併契約書を締結した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成22年12月21日

アムンディ・ジャパン株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員

公認会計士 男澤 顕 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアムンディ・ジャパン株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第30期事業年度の中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アムンディ・ジャパン株式会社の平成22年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成22年7月7日

アムンディ・ジャパン株式会社
(旧会社名 クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社)
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 男澤 顕 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアムンディ・りそな世界グリーン・バランス・ファンド（旧ファンド名 CAりそな 世界グリーン・バランス・ファンド）の平成21年11月11日から平成22年5月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・りそな世界グリーン・バランス・ファンド（旧ファンド名 CAりそな 世界グリーン・バランス・ファンド）の平成22年5月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

アムンディ・ジャパン株式会社（旧会社名 クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社）及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

(注2) 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月16日

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

取締役会

御中

監査法人 トーマツ

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	後 藤 順 子	印
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	鈴 木 吉 彦	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第28期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。